

予 算 決 算 常 任 委 員 会 記 録

1. 開催日時 令和 3 年 12 月 14 日（火） 午前 9 時 30 分
2. 場 所 市議会第 3 委員会室
3. 出席委員 吉津委員長ほか議長を除く議員 17 名
4. 委員外出席議員 南野議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 堀局長・山下次長
8. 協議事項
12 月定例会本会議（12 月 10 日）から付託された事件（議案 1 件）
9. 傍聴者 1 名

会議の概要

- ・ 開会 午前 9 時 30 分 閉会 午後 4 時 00 分
- ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和 3 年 12 月 14 日

予算決算常任委員長

吉 津 弘 之

記 録 調 整 者

山 下 賢 三

吉津委員長 本日の出席委員については委員 17 人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から予算決算常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくようお願いします。委員におかれましては関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますようお願いいたします。また、質疑及び答弁については一問一答方式によりできるだけ簡明に行われますようお願いいたします。なお、採決は挙手により行います。賛成の方は挙手をしていただきますが、委員長が結果を宣告するまで手を挙げたままお待ちください。それでは、これより本会議で本委員会に付託されました議案 1 件について審査を行います。議案第 1 号「令和 3 年度 長門市一般会計補正予算（第 7 号）」を議題とします。審査は、第 1 条「歳入歳出予算の補正」から第 4 条「地方債の補正」までを一括し、別紙一覧表に沿って課ごとに質疑を行います。はじめに、企画政策課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

小林企画総務部長 企画政策課所管分につきまして補足説明を行います。補正予算書 4 ページ「第 2 表」繰越明許費補正のうち、「光ファイバー網整備事業」として、3 億 5,755 万 8,000 円を追加しております。現在、発注済みの青海島地区及び俵山地区の引込宅内撤去工事につきまして、コロナ禍の影響により世界的な半導体不足のため、宅内に設置するテレビ、インターネット用の通信機器の納期に大幅な遅れが生じていることから、年度内完了が困難な状況となっております。また、未発注の渋木・真木地区の引込宅内撤去工事及び深川・仙崎地区のインターネット接続宅内工事につきましても、同様の理由により、年度内完了を条件とした入札の執行が困難となっておりますことから、今回、繰越の手続きを行うものでございます。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

ひさなが委員 それでは補正予算書 4 ページ、繰越明許費補正、「第 2 表」繰越明許費補正、光ファイバー網整備事業、3 億 5,755 万 8,000 円についてお尋ねいたします。まず繰越明許費の内訳についてお伺いいたします。

山田企画政策課長 繰越明許費の内訳につきましては全て工事請負費でございまして、青海島地区の引込宅内撤去工事費が 1 億 2,831 万 4,000 円、俵山地区の引込宅内撤去工事費が 1 億 1,071 万 7,000 円、渋木・真木地区の引込宅内撤去工事費が 7,753 万 1,000 円、深川・仙崎地区のインターネット接続宅内工事が 4,099 万 6,000 円、合わせて 3 億 5,755 万 8,000 円となっております。

ひさなが委員 続きまして国庫補助金の繰り越しについて問題がないか伺いいたします。

山田企画政策課長 国庫補助金の繰り越しにつきましては、総務省に説明を重ねてまいりましたけれども、先般総務省から回答がありまして、来年 1 月頃に案内する繰越申請手続を行うように指示があったところでございます。なお、今回提出の繰越明許費につきましては、先ほど内訳を申し上げましたけれども、国庫補助金の対象外である青海島地区、俵山地区、渋木・真木地区の引込宅内工事と、深川地区・仙崎地区のインターネット接続工事を対象としております。国庫補助金の対象である深川・仙崎地区の幹線等工事につきましては、国の繰越手続に従いながら 3 月定例会に繰越明許費を追加提出したいと考えております。

吉津委員長 ほかにご質疑はございませんか。今一度、企画政策課所管全般についてご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので質疑を終わります。次に、財政課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

小林企画総務部長 財政課所管分につきまして、補足説明を行います。補正予算書 16 から 17 ページ、歳入の「第 20 款」繰入金「第 1 項」基金繰入金「第 1 目」財政調整基金繰入金 4,603 万 9,000 円の減額でございますが、ふるさと応援寄附推進事業について、今回、歳入、歳出とも増額補正することに伴い、歳入予算が歳出予算を超過することから、予定しておりました財政調整基金からの繰入を減額するものです。なお、財政調整基金の補正後の今年度末残高は、提案説明でも申し上げました地方財政法第 7 条に基づく積立金 4 億 271 万 7,000 円を加えまして、約 28 億 9,000 万円と見込んでおります。以上で、補足説明を終わります。

吉津委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

中平委員 今、小林部長のほうから説明がありました財政調整基金費でございますが、4 億 271 万 7,000 円を積み立て後の財政調整基金の残高は一般的に適正とされている標準財政規模の 10%相当額は上回るのか伺いいたします。

高橋財政課長 先ほど部長が申しましたように、積み立て後の財政調整基金の残高は 28 億 9,000 万円程度となりますけれども、標準財政規模、今年度の部分につきましては、割合としましては 20%以上となっております、一般に適正だと言われております 10%以上の部分については確保しておりますことから、今後の様々な要因、コロナ等もございますけれども、様々な要因にも対応できるものと考えております。

中平委員 その財政調整基金の補正、これ毎年 12 月に分かるんですが、2 分の

1 相当額なのか、前年度繰越金が多いほど積立金が多くなるのか、2 点をお伺いいたします。

高橋財政課長 令和 2 年度の前年度繰越金、歳入、歳出の差引になりますけれども、9 億 2,994 万 4,000 円でございます。それから令和 2 年度から 3 年度への繰越明許に伴う一般財源部分として 1 億 2,451 万 1,000 円ございました。これを差し引きしますと、8 億 544 万 3,000 円で、その 2 分の 1 相当を積み立てると。これは地方財政法 7 条に基づくものでございますけれども、議員お示しのとおり、前年度繰越金が多ければその分積み立てが 2 分の 1 というものですので多くなるという状況でございます。

吉津委員長 ほかにご質疑はございませんか。今一度、財政課所管全般について、ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので質疑を終わります。次に、税務課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

吉津委員長 ご質疑もないので質疑を終わります。次に、税務課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

小林企画総務部長 それでは、税務課所管分につきまして補足説明を申し上げます。補正予算書 5 ページ「第 3 表」債務負担行為補正のうち、「市県民税納税通知書等印刷費」として 77 万 1,000 円を追加しております。市県民税納税通知書等の印刷にあたりましては、地方税法施行規則の改正による様式の決定が 2 月頃となることから、校正等の作業時間を確保できるよう早めに契約を行うため債務負担行為を設定するものでございます。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたのでこれより質疑を行います。ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、税務課所管全般について、ご質疑はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 9 : 39 —

— 再開 9 : 40 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に総合窓口課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

光井市民生活部長 総合窓口課所管の補正予算につきましては、実績及び今後の見込みにより不足額を補正するものでございまして、特に補足説明はございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑

はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので質疑を終わります。
今一度、総合窓口課所管全般についてご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 9:41 —

— 再開 9:42 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、地域福祉課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

光永健康福祉部長 それでは、地域福祉課所管の補正予算について補足説明いたします。予算書20ページの「第3款」民生費の「第1項」社会福祉費、「第3目」障害福祉サービス費に2つの事業を補正計上しておりますが、これは、これまでの実績及び今後の見込みにより、予算不足が見込まれることから、補正を行うものでございます。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたのでこれより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、地域福祉課所管全般についてご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので質疑を終わります。次に、子育て支援課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

光永健康福祉部長 子育て支援課所管の補正予算につきましては、予算説明資料の1ページに記載しているとおりであり、特に補足説明はございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、子育て支援課所管全般についてご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 9:43 —

— 再開 9:45 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、健康増進課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

光永健康福祉部長 健康増進課所管の補正予算につきましては、予算書22ページの「第4款」衛生費、「第1項」保健衛生費、「第1目」保健衛生総務費の「職員人件費」の時間外勤務手当と「保健衛生総務費」の会計年度任用職員報酬、加

えて「第4目」感染症予防費の「新型コロナウイルス対策事業」に掲げております各経費は、予算説明資料の1ページに記載のとおり、新型コロナウイルスワクチン接種事業の3回目接種を実施するための経費を計上し、合わせて事業の一部が翌年度に繰り越されるため、予算書4ページの「第2表」繰越明許費補正にも計上しております。22ページに戻りまして、「第2目」母子保健事業費の「母子保健指導事業」では、県が推進する「子育てAIコンシェルジュ」と連携した母子健康手帳アプリを導入するための経費を新たに計上するものです。

古津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はございませんか。

ひさなが委員 それでは、補正予算書 22 ページ、「第 4 款」衛生費、「第 2 項」保健衛生費、「細目」母子保健事業費、「母子保健指導事業費」についてご質問させていただきます。まず、このアプリの利用開始時期と、また導入することにより得られる市民のメリットについて伺いいたします。

梶山健康増進課長 それではお答えいたします。利用開始時期につきましては、令和 4 年 4 月開始予定でございます。導入をすることにより得られるメリットといたしましては、母子健康手帳アプリは無料で簡単に利用できまして、スマートフォンでの情報収集が主流となっております若い世代の子どもを持つ保護者の方にとっては情報収集が容易にできまして、事前に予防接種、健診等の周知ができるメリットもございます。

ひさなが委員 県内他市では先行して導入されていると伺っておりますが、長門市がこのたび導入することになった経緯について伺いいたします。

古川健康増進課主幹 それではお答えいたします。県内各市町では、今年度導入される自治体も多くあり、本市においても子育て世帯の負担軽減に繋がること、また今年度導入であれば導入経費にかかる交付金も得られることなどがありましたので、12 月補正での計上となりました。

ひさなが委員 国と県と市の負担の割合について伺いいたします。

古川健康増進課主幹 はい、お答えいたします。国、県、市ともに 3 分の 1 の負担となります。

ひさなが委員 利用が開始されれば運営費がかかってくると考えられますが、現時点でどれくらいの運営費を見込んでいらっしゃるのでしょうか。またその費用について補助の対象になるかどうか、伺いいたします。

古川健康増進課主幹 はい、お答えいたします。令和 4 年度の運営費については年間約 40 万円、39 万 6,000 円を見込んでおります。国、県ともに 3 分の 1 を負担され、その中に 26 万 4,000 円の補助と考えています。市としては 13 万 2,000 円になると今のところ想定しております。

ひさなが委員 予算説明資料の 1 ページ、新型コロナウイルス対策事業、新型

コロナウイルスワクチン接種事業 8,666 万 2,000 円について、一般財源が 78 万 7,000 円入ることになっていますが、全額補助でない理由についてお伺いいたします。

古川健康増進課主幹 お答えいたします。3 回目のワクチン接種で、既存の健康管理システムを、ワクチン接種記録に係るマイナンバー情報連携についてシステム改修する必要があります。3 回目のワクチン接種にかかる費用の財源は基本的に国費での対応となりますが、このシステム改修に係る補助基本額については、改修経費全体のうち改修パッケージ部分のみとなっております。具体的にはシステム改修費が 155 万 7,000 円のうち、改修パッケージが金額が 77 万円。これは補助対象経費となり全額国費となっておりますが、これの改修作業等については、78 万 7,000 円は補助対象外となることから、財源は今のところ一般財源となっております。

ひさなが委員 3 回目の接種についてのスケジュール、接種会場についてお伺いいたします。

梶山健康増進課長 お答えいたします。コロナワクチンを 2 回接種された方を対象に、1 回の追加接種をすることとされており、現時点では 18 歳以上の方に、2 回の接種後原則 8 か月以上の間隔をおいて接種することとされており。それから、スケジュールにつきましては、今、医療従事者の接種が始まっております。高齢者をはじめとした住民接種の対象者には 12 月の下旬から接種券を順次送ることにしております。接種については、2 月から市内医療機関での個別接種や集団会場での接種を開始する予定であります。なお、先行接種で早いうちに接種いたしました高齢者施設におきましては、1 月から接種開始できるよう準備をしているところです。接種会場につきましては 1 回目、2 回目の接種会場を基本としております。

ひさなが委員 確認ですけれども、市民の方は 2 回目の接種終了後、8 か月が経ったら市から通知が届くという認識でよろしいでしょうか。

梶山健康増進課長 2 回目の接種後、8 か月経過する前月の後半頃までにはお届けできるよう準備をしております。

ひさなが委員 最後に、前回は予約がなかなか繋がらないという声がありましたが、今回はどういう対応を行う予定かお伺いします。

梶山健康増進課長 2 回目の接種を 7 月までに終わられた人、それがほとんど 65 歳以上の方になりますけれども、あらかじめ接種日や接種会場を示した上で接種の意向調査票をお送りいたします。それによって確認をいたしますので、殺到して予約電話がかかるということがないように考えております。8 月以降に接種を終えた方につきましては、年齢も若い世代に移っていきますので、オンライン予約が可能な対象者がほとんどと思われるので、オンライン予約と電

話予約で対応するというふうに考えております。

中平委員 部長の補足説明でもありましたが、予算書 22 ページ、23 ページ「4 款」衛生費、「1 項」保健衛生費、「1 目」保健衛生総務費、説明コード 001「職員人件費」と説明コード 900「保健衛生総務費」について、これは予算説明資料では、1 ページの「新型コロナウイルスワクチン接種事業」の集団接種出務職員時間外勤務手当がこれに当たると思いますが、この職員、会計年度任用職員の各々の人数と費用が分かりましたら、お伺いいたします。

古川健康増進課主幹 集団接種に従事する職員ですが、時間外勤務に伴う人件費として、1 回当たり、一般職については、1 回というのが半日単位で 1 回としますが、それが 15 人、それが 7 回。消防職員は 1 回当たり 3 人。回数としては 11 回、延べ 138 人として積算しております。なお、消防職員は非番の方が対応するため、すべて時間外勤務となります。先ほどの職員人件費に関するものが 142 万 7,000 円になります。会計年度任用職員の報酬につきましては、1 回当たり会計年度任用職員 5 人、回数としては 7 回、延べ 35 人。なお職員の人件費は令和 3 年度分のみ計上しております。

吉津委員長 ほかにご質疑はございませんか。今一度、健康増進課所管全般についてご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため、暫時休憩します。委員の皆さまは自席で待機をお願いいたします。

— 休憩 9 : 56 —

— 再開 9 : 57 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、都市建設課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

早川建設部長 それでは、都市建設課所管でございますけども、予算書は 28 ページ「第 11 款」災害復旧費、「第 3 項」公共土木施設災害復旧費、「第 1 目」現年公共土木施設災害復旧費につきましては、予算説明資料 4 ページに記載のとおりでございます。また、補正予算書 4 ページでは、当該事業につきまして、繰越明許費として翌年度に繰り越すための措置を講じております。

吉津委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

重廣委員 これは説明資料にも書いてありますが、河川が 4 件、道路が 5 件災害復旧をされるものです。先ほど繰越明許費の話もございましたが、これ全体として工期をどの程度まで見込んでおられるか。たいがい 12 月にありますと 3 月いっぱいという工期が多いんですが、中には大規模な災害復旧というところ

もあるようでございますが、最終的な工期を教えてくださいと思います。

末永都市建設課主幹 全9か所については、いろいろ道路と河川がありますが、岬西線につきましては、工事用道路等の施工条件が悪いため、工事量が相対に多いこともありまして、令和4年度内の完成を目標としております。なお、水田耕作に影響する箇所につきましても、耕作関係者の事情を勘案して工事を進めたいと思います。その他につきましては、梅雨前から上半期の完成を目指して工期の設定を考えております。

重廣委員 この9か所を見させていただきますと、向津具半島が3か所ぐらいある。向津具半島と言いますと地すべり地域という認識があるんですが、この中に地すべり地域が存在して、それに対する対応工事がなされるかどうか、伺いたいと思います。

末永都市建設課主幹 向津具地区の2路線につきましては、地すべり区域内ではございません。よって、地すべり対策工事は災害復旧のなかには含まれておりません。

ひさなが委員 この件につきましては激甚災害にはあたらないのかをお伺いいたします。

波多野都市建設課長 公共土木施設の災害復旧事業において、復旧事業費の見込み額が一定の基準を上回った場合には激甚災害に指定されます。国庫補助事業の嵩上げ等、特別な財政措置が講じられますが、このたびの災害復旧事業費は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に定める基準を満たしていないため激甚災害には指定されております。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかご質疑はございませんか。今一度、都市建設課所管全般についてご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 10 : 01 —

— 再開 10 : 03 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、教育委員会所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

坂野教育部長 それでは、教育委員会所管につきまして補足をさせていただきます。補正予算書26ページ、27ページ、「第10款」教育費、「第3項」中学校費、「第1目」学校管理費の学校施設・設備等整備事業の1,456万4,000円についてでございます。補正予算説明資料では3ページに記載しております。仙崎中学校の

プールの水質を保つための循環器が経年劣化によりろ過機能が低下しまして、衛生的に好ましくない状況が生じているため改修を行うものであります。来年度6月の水泳の授業開始に間に合いますよう、今年度中の入札、着手を行う必要があることから、本12月定例会に必要とする経費を追加計上するものです。なお、本予算につきましては、年度内の完成が困難と見込まれますため、補正予算書4ページ、「第2表」繰越明許費により翌年度へ全額繰り越す追加補正を行っています。次に、補正予算書5ページ、「第3表」債務負担行為でございます。小学校大会・行事に係るバス借上料7万4,000円、中学校大会・行事に係るバス借上料482万8,000円につきましては、新年度に入ってから発注ではバスの確保が困難になりますことから、早めの入札・契約を行うための追加補正でございます。また、仙崎公民館指定管理料につきましては、公民館の運営につきまして空白期間を生じさせないために、今年度内に協定を締結する必要があることから追加補正を行うものであります。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたのでこれより質疑を行います。ご質疑はありますか。

綾城委員 予算説明資料3ページ「中学校施設改修事業」、1,456万4,000円についてお尋ねいたします。まず、こちら財源構成についてお尋ねいたします。

秋津教育総務課長 財源構成につきましては市債を充てることとしております。市債につきましては、要件を確認しながら有利なものを充てることとしており、今回は合併特例債を予定しております。95%の充当率であるため、5%は一般財源ということになっております。

綾城委員 続いて、この工事に関して利用できる補助金などがなかったのか、お尋ねします。

秋津教育総務課長 補助金等につきましては確認をしたんですけれども、プールにつきましては全部改修の場合のみ対象となりますことから、プールの一部修繕について活用できる国、県補助金等はございませんでした。

綾城委員 私から最後です。工事のスケジュールについてお尋ねをいたします。

秋津教育総務課長 工事のスケジュールにつきましては、4か月程度の工期を予定しております。6月中旬の授業開始に間に合いますよう2月初旬までに入札を行いまして、5月中には終えるスケジュールで考えております。

重廣委員 ただいまの中学校施設改修事業でございますが、説明資料によりますと、藻が発生して衛生的に好ましくない状況にあったというふうに書いてありますが、どういう状況にあったのか説明願います。例えば生徒に健康被害があったとか、そういう状況にあったのかどうか、説明願います。

秋津教育総務課長 藻の発生状況でございますが、学校から連絡を受けたときの状況によりますと、藻が発生して薬剤の投与等を行っているが、なかなか藻

の解消がされないとお聞きしております。生徒の健康被害等については、当時も確認しまして今回も改めて確認したんですけれども、特にそのような状況はなかったというふうに伺っております。

重廣委員 来年の 6 月ぐらいまでには完成させたいというふうなことを伺いましたが、この循環器ですね、どういうものか私もわかりませんが、現状において循環器という、その機械が簡単に手に入るものなのかどうか。コロナの関係で様々な機械が入ってこないという状況にありますが、そのあたりはどのように考えておられますか。

秋津教育総務課長 循環器につきましては、参考見積もりを取った際に、特注品になって受注生産になるんですけれども、一応 3 か月程度ででき上がるというふうには聞いております。

重廣委員 これを最後にいたしますが、この循環器を更新するというふうに言われましたが他校の現状ですよね。これは、循環器自体が何年効力を発するか、何年持って何年ぐらいかかったら交換しなければならない。それを定期的に、その他のプールがございますが、そういうことを計画的にやっておられるのか伺います。

秋津教育総務課長 プールの循環器につきましては、昭和のものから平成のものまでいろいろあるんですけれども、毎年、専門業者による定期点検を行っております。指摘事項等については、きちんと補修をして対応しております。今のところ、仙崎中学校以外に著しい機能低下という報告は受けておりませんが、今後も定期点検をきちっとやって、結果に留意しながら必要に応じて改修計画を検討したいと考えております。

ひさなが委員 補正予算書 26 ページ、「10 款」教育費、「6 項」社会教育費、「6 目」文化財保護費、「文化財維持管理費」42 万 9,000 円についてお尋ねいたします。こちら、赤崎神社楽々敷がある国指定重要有形民俗文化財区域であります。この区域に関しまして伐採して問題がないかどうかお伺いいたします。

大迫生涯学習・文化財課長 今回伐採を予定している区域につきまして、国指定の範囲の松というのが 1 本ほどございます。これの松含め松 3 本及び周辺の雑木の伐採を計画しておりますが、伐採による影響というか、そういうことは考えられないというふうに思っております。

ひさなが委員 この工事の期間及びまた工事中の子どもたちや参拝者に対する安全面の配慮についてお願いいたします。

大迫生涯学習・文化財課長 工事期間につきましてですが、議決をいただいたのちに業者選定のほうに入っていきたいと思っております。年度内に収まるように計画はしていきたいと考えておりますが、受託業者の作業工程にもよりま

す。また、安全面につきましても受託業者さんにしっかりと安全確保については指示していきたいと思っております。

ひさなが委員 この伐採に合わせて斜面の補修を行う予定がありますでしょうか、お伺いいたします。

大迫生涯学習・文化財課長 今、その松の伐採と周辺の雑木の伐採により、のり面の崩落の危険性というのは低くなると考えております。しかしながら、伐採後、崩落の進捗状況につきまして確認を行いながら、崩落がまだ進み危険性が増すような場合は補修などを行っていく必要があるとは思っております。

ひさなが委員 最後になります。国指定の重要有形民俗文化財ということですが、この区域に当たるもの、維持管理について活用できる補助金がなかったのかお伺いいたします。

大迫生涯学習・文化財課長 維持管理にかかわらず、市の財政も厳しいということもありますので、あらゆる面につきまして活用できる補助金を探しながら事務を遂行させていただいておりますけども、このたび松の木の伐採に活用できる補助金というのが見つけれませんで、対応できる補助金がなかったということになります。

田中委員 伐採した後、この地にまた新しく木を植え直すとか、自然的にですね、景観をまた元に戻すというか、何かそういう取り組みは検討されますでしょうか。

大迫生涯学習・文化財課長 今回の伐採の方法というかですね、木が大分高くなっておりますので、その高さにより木の倒木というのが危険性があるかなというふうに思っております。根元は残すような感じで考えておりますので、新たな植栽等については考えておりません。

吉津委員長 ほかにご質疑はございませんか。今一度、教育委員会所管全般について、ご異議はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため、暫時休憩します。委員の皆様は自席で待機をお願いします。

— 休憩 10 : 15 —

— 再開 10 : 17 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、農林水産課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

堀経済観光部長 それでは、農林水産課所管の主な事業につきまして補足説明を申し上げます。補正予算書 24、25 ページの「第 6 款」農林水産業費、「第 2 項」林業費、「第 2 目」林業振興費の「木育推進事業」につきましては、予算説

明資料 2 ページのとおり、木育推進拠点施設である「長門おもちゃ美術館」の海側のウッドデッキの腐食に対し、利用者の安全確保を担保するための修繕工事に係る経費を計上しております。また、補正予算書 24、25 ページの「第 6 款」農林水産業費、「第 3 項」水産業費、「第 3 目」水産業振興費の「漁業者経営回復緊急支援事業」につきましては、予算説明資料 2 ページのとおり、全国で新型コロナウイルス感染症に対する緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が解除され経済活動が再開されたことに加え、年末年始の需要の大幅な回復・拡大の機会を捉え、コロナ禍において低迷しておりました水産業全体の経営維持・回復を図るための予算を計上しております。

吉津委員長 以上で説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

田村委員 予算書 24、25 ページ、説明資料の 2 ページ、「木育推進事業ウッドデッキ修繕工事」についてお伺いをいたします。この修繕の範囲ですけれども、どの程度の範囲をされる予定でしょうか。

永尾林業振興班長 それでは回答いたします。海側ということで、長門おもちゃ美術館を入りまして、木育のキッズクルーズ船に向かうところ、出口を出たところの北側のエリア、約 133 平米になります。

田村委員 弁天がつけてあるところの海側のウッドデッキということですよ。海側ですから、設置当初に腐食が早いということが予想されていたと思いますけれども、これを設置されてまだ 3 年ですか、4 年ですかね。想定と比べてこの修繕のタイミングというのは、どのように考えておられるでしょうか。

角谷農林水産課長 委員ご指摘のとおり、今農林水産課といたしましては基本的には 5 年以上もつと、5 年から 10 年ということで業者のほうからも聞いておりまして、この令和 3 年度で 4 年目となるので、実際には腐食が早いと考えております。実際に海側に設置しておりますので、木材を設置した時にはきちんとコーティング、そういうところもしておりましたが、やはり、こちらの予想より早くウッドデッキのほうに腐食したということでございます。

田村委員 それでは今の答弁を踏まえまして、その修繕の際に使用される木材であったりコーティングですけれども、長寿命のものを想定されておられるのでしょうか。

角谷農林水産課長 当初は、このおもちゃ美術館というのが、コンセプトといたしまして市内産材を活用した美術館ということで、市内の雑木林からとれたシイだとかクヌギだとかカシとか、そういったものを活用して設置しました。で、今回こういうことになったために、今回外材によってそれをやるということで考えておりまして、基本的には、かなり強度の強いもの、10 年以上はもつと言われている外材を活用して今回は修繕工事をするようにしております。

岩藤委員 工期期間とですね、その工期の間の弃天のクルーズ船が 1 つは収入減になると思うんですけど、その運営についてお尋ねをいたします。

角谷農林水産課長 今この 12 月補正で議決を得た暁には、来年年明け早々に工事のほうに入りまして、いわゆる閑散期を利用して工事をする。その間は、やはり弃天はですね、ちょっと休憩になると考えております。「人と木」の皆さんと話をし、また運行する代替案とかあれば、それに則って実施できたかなというふうには考えております。

中平委員 このウッドデッキ修繕工事の主な費用の算出根拠をまずお伺いいたします。

永尾林業振興班長 ウッドデッキは金額 612 万 7,000 万円の内訳ですが、ウッドデッキの解体費用として 15 万 3,800 円。材料費、工賃といたしまして、445 万 7,000 円。廃材の処分費 7 万円。諸経費等で 88 万 9,200 円。消費税が 55 万 7,000 円となっております。

中平委員 先ほどの田村委員の質問とかぶる点があると思いますけど、やはりちょっと耐用年数が初期の 4 年っていうのは短かすぎると思うので、次のこの耐用年数に関して、もう業者さんともうこれ以下だとだめだよ、みたいなところは結んでおられるのかをお聞きいたします。

角谷農林水産課長 業者等ですが、まず市の建築住宅課の担当者ともいろいろ話をいたしまして、やはり強度の強いものということで、基本的には有名なのがセラランガンバツ材という強い外材なんですが、今回使用するものはそれよりもさらに強度が強いものを今考えておりまして、確実に 10 年以上もつものの使用を考えておるところでございます。

田中委員 今、外産のものを使われると言われまして、ちょっと事前の調査でですね、マニルカラという材木が候補に上がっているというふうにお聞きしたんですけれども、これ私もちょっと調べさせていただいたんですが、カタログ等々、一部の評判ではそれも少なくいいというふうに言われてるんですが、現場に使うとですね、そりとかひねりとかっていうのが結構実は起きるというふうに言われていて、もう一方でウリン材というものが海辺で生息しているそもそまがですね、インドネシア産の材木があつて、これが海辺には強いんじゃないかっていうのをちょっと見たんですけれども、5 月の補正の時の、もうちょっと想定より早く、耐用年数が来てしまったということもあつてやっぱり業者さんの手前、本当によく検討していただければと思うんですが、この材料ってのは候補には上がってはいなかったのでしょうか。ウリン材というものなんですか。

永尾林業振興班長 それではお答えいたします。材料につきましては、センザキッチンで使用していますウッドデッキを含めて、実績のあるものの中で強度の強いものということで材料を選んでおりますので、その中にウリン材が検討

に入っていたかというのはわからないんですが、10 年は耐えられるものという
ことで設定をさせていただいております。

角谷農林水産課長 補足でございますが、田中委員の方からもそういうお知恵
をいただきましたので、こちらといたしましても、今の材に加えて、そのウリ
ン材というのにも研究してみようかなと思います。

早川委員 すいません、そもそもこのウッドデッキが腐食っていう、この腐食
の原因っていうのは、塩なのか、先ほど言われたようなそりなのか、それか沢
山の人が歩くことで擦れていくっていうか、その原因というのはわかってらっ
しゃるんですか。教えていただけたらと思います。

永尾林業振興班長 施工業者と一応中を見て、腐食した部分についても、材の
ほうを割ってみて健全な部分と比較して状況を確認させていただいたんですが、
やっぱり中のほうに長い間雨水とか塩水とかで乾かない状況になってきたとき
に、中のほうに染み込んでいって、その染み込んだところから腐食が始まって
いるというような状況になっております。特に海側については、やはり北側と
いうことでずっと日陰にもなっていて、乾くという時間が短いというのが
原因の一つと考えています。

早川委員 今の理由を聞くと、単にこの材木だけではなく、材木の検討もある
かもしれないですけど、乾く乾かないの設計のほうも今回は考慮されて改修と
いうことになっているんでしょうか。

永尾林業振興班長 現在のウッドデッキ、おもちゃ美術館のほうはですね、材
と材の間がちょっと女性の方の靴が引っかからないようにということで狭くし
ていますが、センザキッチンのところは逆にもうちょっと大きいんです、広い
感じなんですけど、それを参考に、ちょっと空間をあけて空気の通りを良くしよ
うというふうに工夫は考えています。

角谷農林水産課長 すいません、ちょっとまた補足なんですけど、今回使う材も
非常に密度の高い、水を浸透しにくい材を活用して、それも考慮に入れて対応
しているところでございます。

綾城委員 私から 1 点です。今回は地元材を使わずに違った材も対応してい
くっていいことですが、これ元々の事業は地元材の活用が条件の国の補助
金とかですね、そういった事業も随分入ってやった事業だというふうに記憶し
てます。その補助金の関係とかですね、そういったものは問題がないのか、地
元材を使わないということで、そのあたりをちょっと確認させてください。

角谷農林水産課長 綾城委員のご指摘のとおり、農林水産課もやはりそこは気
になっておりました。それで一応県の方に確認いたしました。当時平成 29 年度
に、地方創生拠点整備推進交付金という事業を活用しておもちゃ美術館とい
うのは建設したんですが、その中で地域再生計画というものがございまして、そ

の中で地元産材を活用した美術館だというところで、それを売りにして出しておりましたんで、やはりそれに対する、今回外材を活用するということはこの計画に対してちょっと違ったところをやるということになりますので、早速県のほうに確認したところ、県のほうからは、要は施設の維持運営、それができるのであれば、当初の計画では市産材を活用するということではあるが、今言ったように運営を維持管理できるような形でやるのであれば、それはよろしいですという回答をいただいておりますので、その回答に基づきまして今回こういう補正を出させていただいた次第でございます。

西村委員 補正予算説明書の今の木育の上のほうの有害鳥獣、三隅の柵をですね、1.2メートルから1.8メートルに嵩上げとなっております。完成予定はいつごろになりますか。

角谷農林水産課長 着工は年明けからというふうになりますので、一応工期は3月31日までとしておるところでございます。

重廣委員 今の関連でございますが、この事業主体として、対策協議会というふうにされていますよね。これは三隅平野、豊原地区における対策協議会がやられるのか、全市的な協議会というのがあって、それがここを集中的にやられるのか、そのあたりの説明をお願いします。

角谷農林水産課長 長門市有害鳥獣被害防止対策協議会、この協議会がこの事業の実施主体となっております。三隅だけ特別にこの協議会を立ち上げるというわけではございませんで、全市的にこの協議会ってのは管理をしております。そのうちの一環として、今回は三隅地区の嵩上げ工事を行うという形でございます。

重廣委員 こういう防止柵の場合は、これまでは距離がほとんど書いてあったんです。これ長さが一切書いてない。高さを1メートル20センチから1メートル80センチに上げる、何メートルやるのかわかりません。この距離が伺いたいというのと、1メートル20センチから1メートル80センチ、60センチ程度嵩上げですよ。今2メートル30センチぐらいにするということも増えているわけですが、なぜその60センチだけ上げる、これ2メートル30センチにしたらどうですかという話はなかったのかどうか、その辺りも含めて説明をお願いします。

角谷農林水産課長 議員のご指摘の通りですね、これまで2メートル10センチだとか30センチだとか、通常の1メートル80センチよりも高い柵を設置するという箇所もございます。今回この三隅の平野・豊原地区の場所につきましては、基本的には山際ではないこと、平地であることということと、1回こちらとしましても、これまでの経緯がございますので高くしたほうがいいんじゃないかというようなことで、県のほうからいわゆるコーディネーターを派遣して

いただきまして、そのコーディネーターとその対象の箇所を全部回りました。すいません、全長は約 1 キロですね。正式に言いますと 1,018.4 メートル、これが嵩上げをする延長になります。そこをずっと見て参りまして、ここだったら 1 メートル 80 センチで対応可能であるというような判断をいただきましたので、今回は 1 メートル 80 センチとしたところでございます。

重廣委員 県のコーディネーターが 1 メートル 80 センチでいいと言われましたが、今まで 1 メートル 80 センチでいいと言って設置したそれが越してきてるんです。なぜもうちょっと高くするというのを市から強く要望しなかったか。結局ですね、この高さに合わせたところで、また入ってきたときに今度は誰のせいになるんですか。そういう要望されましたかと。農林課として。そのあたりちょっと伺いたいです。

角谷農林水産課長 すいません、先ほどコーディネーターの話しかなかったんですが、基本的には地元住民の方の意向です。この意向を重要視して我々としてもこの事業を実施したいと考えておりまして、地元の方にも確認させていただきました。それで、1 メートル 80 センチというところに落ち着いたところでございます。市としても、委員が言われるように強く要望とおっしゃいましたですけど、基本的に山際とか、そういったところであれば、間違いなく 1 メートル 80 センチでは相ならんということは、これまでも言っておりますので、それにつきましては今後もそういった意見を述べていきたいと思ひますし、国、県のほうにも嵩上げの要望等も出しておりますので、そういったところに対応していただいているところでございます。

早川委員 予算説明書 25 ページ、説明資料 2 ページの水産業費、水産業振興費の「漁業者経営回復緊急支援事業」、これについて質問させていただきます。これに関してはとても、私としては良い、ようやく水産業に手を差し伸べてくださったなっていう感覚で持っているんですけども、これは、それこそ冬場になったら、波は荒く、でもお魚はおいしい、でもなかなか漁に出られない、今もガソリン代が高騰してるっていうところでは、すごく漁師さんっていうか生産者のほうもありがたいところだと思うんですけども、この事業内容として出漁増加分に対する経費の支援っていうのは、いつからいつまでの出漁っていうところなのかをまず教えてください。

角谷農林水産課長 期間でございますが、一応 12 月補正、これが決まって予算化されることにはなるんですが、農林水産課としては漁協とも協議させていただきまして、11 月から翌年の 2 月の 4 か月間を期間と考えておるところでございます。

早川委員 これっていうのは、その 4 か月分はどのような申請の仕方、そして給付っていうか支払いの仕方を考えていらっしゃるんでしょうか。

角谷農林水産課長 お答えいたします。今回の事業につきましては、基本的には漁協のほうにいわゆるお願いをして事業を行っていただくと考えております。当然この周知も、12月補正、これ議決を経た暁には、漁協のほうから各支店にどっと流していただいてやっていただくと。正直なところ、実際にはですね、各支店のほうには11月からと先ほど言いましたので、11月から期間となっておりますので、実際には動いてもらっております。その事務手続きなんですが、基本的には各支店で取りまとめていただきまして、それを統括支店のほうに上げていただいて、統括支店のほうから対象者の方に交付していただくという流れになるかなと思っております。実際、なぜ3月まで入れなかったのかというところがあると思うんですが、やはり3月は事務処理の手続き期間ということで設けさせていただいているというところがございます。

早川委員 ちょっと確認ですが、この4か月をまとめて申請するという形で、4か月分を3月に、皆様のお手元にということでもいいんでしょうか。

角谷農林水産課長 そのとおりでございます。

綾城委員 1点財源の確認です。一般財源が約1,500万円入っていますけれども、コロナ対策というところで説明資料を見ますと、ちょっとごめんなさい、失念しておりますけど、コロナの臨時交付金というふうになっていると思うんです。それはもう使い切っていないということでもいいんですかね。それとも当ててるんですか。

高橋財政課長 財源の関係になりますので財政課のほうでお答えいたします。この新型コロナウイルス感染症に関する臨時交付金につきましては、令和2年度に交付決定がありました部分が本省繰越で約2億円ほど今年度に使える部分となっております。それから追加でまいりました事業者支援分4,100万円程度でございますけれども、合わせて2億4,000万円程度になりますけれども、その部分につきましては、予算上はすでに全額措置をしておるというところがございます。今回の予算で充当していくことは困難であると思っておりますけれども、この臨時交付金につきましては、臨時交付金の実施計画に基づきまして全額使い切っていきたいということが、せっかくですので使い切っていきたいというところもございまして、実はそれぞれ予算措置しております事業について執行状況を確認しております。その中で、執行状況が全額に満たない、すでに予算処置しておるもので不用額が出るところも想定をしておりますので、3月等で財源更正をかけていって、今回経済対策ということでございますので、対象になるということも確認しておりますので、財源補正をかけていって臨時交付金の対象としていきたいと考えております。

早川委員 最後に1つ、これ今1,500万円を予算計上されているんですけれども、もしかしたら、もうみんな頑張ってどんどん出ていって、これ以上になる

可能性もあると思うんですけど、その場合はどのような対応をされるのでしょうか。

角谷農林水産課長 予算が潤沢にあって、皆さんのほうに対応できるのが本当一番だと思うんですが、やはりこの 1,500 万円をもしオーバーした場合は案分という形で各業者さんに配布するという形になるかなというふうには思っております。

早川委員 今、高橋財政課長が臨時交付金の執行分が余ったっていうか、残った場合はこれについていうことを今言われたんですけども、もしそれがなかったらこの 1,500 万円そのまま一般財源で出すっていう状態だったんですよね。その分もし、例えばの話で申し訳ないんですけど、その分をプラスするっていうことは考えにはないっていうことですね。1,500 万円で終わりっていうことですね。

角谷農林水産課長 3 月で追加補正という意味合いでございますでしょうか。

早川委員 今ここは 1,500 万円で案分の上限を決めて案分っていう回答をいただいたんですけど、案分という回答をいただく前に、高橋課長のほうから臨時交付金を充てられたら充てるといような回答を得たと思うんですよね。でもこれは充てられなかったら、この 1,500 万円は一般財源から出されると。もし充てられるのであればその分は考えにはないでしょうか。これプラスアルファ、生産者の皆さんに予算立てというかプラスアルファの計上はないですか。

角谷農林水産課長 今現時点ではですね、ちょっとそういうことは考えてないんですが、今、早川委員からもそういったご意見ございましたので、今後ちょっとまた考えて検討してみたいなと思います。

吉津委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。今一度、農林水産課所管全般についてご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので質疑を終わります。ここで、説明員入れ替えのため暫時休憩します。再開は 10 時 55 分からといたします。

— 休憩 10 : 44 —

— 再開 10 : 55 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、産業戦略課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

堀経済観光部長 産業戦略課所管の事業につきましては、補正予算書 20、21 ページの「第 2 款」総務費、「第 1 項」総務管理費、「第 6 目」企画費の「ふるさと応援寄附推進事業」で、予算説明資料では 1 ページのとおりでありまして、補足説明は特にございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

綾城委員 予算説明書 1 ページ、ふるさと応援寄附推進事業、8,062 万円についてお尋ねいたします。まずこの 12 月定例会、このタイミングで補正をされた理由についてお尋ねいたします。

吉村産業戦略課長 それではお答えさせていただきます。なぜこのタイミングで補正をかけることになったのかということですが、通常でありますと 6 月補正予算、9 月補正予算が補正予算のタイミングではあると思うんですけども、寄附額の推移から全体寄附額の見込み想定というものが難しくございまして、寄附が多く集まります 11 月から 1 月にかけてが寄附が最も多く集まる時期なんですけれども、この情勢でありましたり寄附の状況を見まして、このたびの補正予算に計上させていただいたというところでございます。

綾城委員 分かりました。続いて手数料が、1,352 万 2,000 円計上されておりますけれども、こちらの積算根拠をお尋ねいたします。

坂田戦略マネジメント班長 手数料 1,352 万 2,000 円の内訳ですが、サイト掲載手数料が 1,140 万 2,000 円、決済手数料の 212 万円の合計となります。

中平委員 ちょっと興味があるので聞きますが、予想を上回る寄附額とされておりますが、どのぐらいの寄附額があつたんでしょうか。お伺いいたします。

吉村産業戦略課長 どの程度見込んでいるのかというところでございますが、当初予算におきましては今年度の寄附額を 2 億 2,000 万円と見込み予算措置を行っていたところでございますが、昨今の巣ごもり需要、新型コロナウイルスの影響長期化によりまして、このふるさと応援寄附金は全国的に見ましても、寄附者及び寄附額が増大しているような状況にございます。本市におきましても、本年 11 月末時点におきまして対前年比で 2 倍の額と、想定を上回る多くの寄附をいただいている状況にございます。そのため今回の補正予算におきましては、今年度の見込み寄附額を 3 億 7,300 万円と想定しまして所要の補正を行っているところでございます。

中平委員 やはりその予想を上回る寄附額を集められたということは、ポータルサイト等の増加等がありました、そういうところが多いということでしょうか。

吉村産業戦略課長 お答えをいたします。予想を上回る寄附額が集まっていることについて担当課としてどのように分析されているのかという理解でございますが、先ほど申しましたように、新型コロナウイルスの影響長期化による巣ごもりが依然として増加傾向にあるということや、今年度、今委員ご指摘のように、新たに寄附のサイトを 3 サイトほど増やしました。これによりまして、より多くの方々にアプローチができたこと、さらには、返礼品の数、これを昨

年度よりも 1.5 倍程度を増やしましたことが、増額の要因ではないかと分析をしているところでございます。

ひさなが委員 このサイトにつきまして現在民間 6 サイトと聞いております。この中で「さとふる」の手数料が、それぞれ手数料が違う中 12%と、他のサイトに比べて金額が高い理由についてお伺いいたします。

坂田戦略マネジメント班長 「さとふる」の手数料が高いというところについてですが、大きく違う点につきましては、「さとふる」以外の寄附サイトにつきましては、サイトの運営更新及び返礼品の発注業務などを市が行っておりますが、「さとふる」につきましては、一括して同社が行う仕様となっており、手数料が他のサイトと比べ高くなっているところでございます。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければほか、ご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、産業戦略課所管全般についてご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 11 : 00 —

— 再開 11 : 00 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。最後に、観光政策課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

堀経済観光部長 観光政策課所管の主な事業につきまして、補足説明を申し上げます。補正予算書 26・27 ページの「第 7 款」商工費、「第 2 項」観光費、「第 3 目」観光振興費の「長門湯本温泉周辺環境施設整備事業」につきましては、予算説明資料 3 ページのとおりでございますが、この間、受理した 2 件の要望書を踏まえ開催した「満足度の高い温泉街の実現に向けた観光客向けのトイレに関する検討会」で、参加者である地域住民の方、事業者、学識経験者の皆さんで合意を得た、トイレのあり方を含めた満足度の高い温泉街の実現を目標とする計画策定のための業務委託の経費、及び合わせて合意を得た案内表示設置業務の委託経費を予算として計上させていただいております。

吉津委員長 補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

ひさなが委員 補正予算書 5 ページ、債務負担行為補正について、香月泰男美術館指定管理料について他の施設の指定管理料よりも金額が高い理由についてお伺いいたします。

市川文化国際交流班長 香月泰男美術館に関しましては、令和 5 年度と令和 6 年度にそれぞれ記念事業といたしまして、開館 30 周年であったり、没後 50 周年といった記念事業を控えておりますので、その企画展等の開催費の関係で、年度ごとに金額が違っている状況でございます。

岩藤委員 補正予算書ですね、20、21 ページです。「第 2 款」総務費、「第 1 項」総務管理費、「第 7 目」文化振興費、「金子みすゞ記念館運営費」の修繕料について、内容と積算根拠をお伺いいたします。

市川文化国際交流班長 金子みすゞ記念館のエアコンの修繕料でございますがこちらが常設展示室横の天井裏に設置しております室内機の修繕になります。こちらは、設置から 18 年が経過しておりまして、在庫がないことから、物自体を交換するといったことでございます。エアコン自体が、その常設展示室を含めまして、検索室やミュージアムと本館のほとんどのエリアをカバーしておりますので、8 月の末に急遽こういうことになりましたので、修繕をするということで、主には、物を交換するといったことでございます。

岩藤委員 工事期間ですね。いつ頃から修繕に取りかかり、その時の入館者に迷惑がかからないかどうかというか、その時期についてお伺いをいたします。

市川文化国際交流班長 具体的にはですね、いつからってというのはまだ決めておらないんですけれども、記念館自体が休館日は基本的に設けておりませんので、お客様の迷惑にかからないように、夕方から、閉館してから後の工事というか修繕と考えておるところでございます。

田村委員 それでは予算説明資料 3 ページ、予算書 27 ページです。長門湯本温泉周辺環境施設整備事業についてお伺いをいたします。基本計画策定業務 500 万円ですけれども、この内訳をお教えください。

宮本観光政策課長 計画策定業務委託料 500 万円の積算根拠のお尋ねでございますが、本業務は先ほど部長から補足説明がありました、既存トイレ等への案内表示に関する改善強化の観点から、案内表示設置業務として 150 万円。トイレの過不足に関する状況把握や、その対策として考える店舗トイレの貸し出し強化やトイレの新設の検討に加え、既存トイレ等への案内表示に関する改善強化、観光客をはじめ地元住民や事業者の意見等を踏まえ、その方針を基本計画として策定する計画策定業務 350 万円を考えております。

田村委員 それでは、続けて少し聞かせていただきます。今回のただいまご説明ありましたけれども案内表示設置についてですけれども、この場所と目的についてお伺いします。

宮本観光政策課長 満足度の高い温泉街の実現に向けた観光客向けのトイレに関する検討会を開催し議論を重ねたところ、地元や事業者から満足度の高い温泉街を目指すには、トイレの過不足に関する現状把握や、その対策として考え

る店舗トイレの貸し出し強化や、トイレの新設の検討に加え、既存トイレへの案内表示に関する改善評価などについて、観光客をはじめ、地元住民や事業者の意見等を踏まえ、その方針を基本計画として策定するとともに、周辺環境の整備を実施するものとして考えております。その結果として、観光客の満足度の高い温泉街を実現し、長門湯本温泉のトップ10入りの目標達成を目指しております。

田村委員 案内表示の設置と場所の目的についてお伺いいたしました。そもそもですけれども、我々満足度の高い温泉街の実現に向けた観光客向けのトイレに関する検討会を時系列でちょっと存じ上げておりませんので簡単にご説明をいただけるでしょうか。その1回目から、今回3回目までということでしたけれども、それと並行してですね、市長あて、そして市議会議長あてに要望書が提出されておりますのでそのあたりの一連の流れについてご説明いただけますでしょうか。

宮本観光政策課長 まずトイレのあり方等に関し、地元や事業者から8月に要望書が市長あてに提出されました。その中身としては、一つの要望書としてはトイレの新設を中心とする要望書。もう一つの要望書が、時間をかけて議論をしようという要望書の提出があったところです。それを踏まえて行政として検討会の設置をいたしました。1回目の検討会が10月26日、2回目の検討会を11月11日、3回目を12月3日に開催しており、その中で、合意が得られたため今回予算計上しておるものです。

田村委員 合意に至った結果については今お伺いいたしましたけれども、そこに至る経過で何か特筆すべきものがありましたら、ご説明願います。

堀経済観光部長 会議の中では、短期的に行える事業、さらに長期的に考えていくべき事業ということで、トイレのあり方、さらには既存トイレのあり方、併せて先ほど申しましたように表示等のあり方について、さらにそぞろ歩きを行っていくための経路等についての考え方等で意見をいただいております。その中で合意に至った内容については、今回、予算要求をさせていただいているというところです。

田村委員 この検討会ですけれども、どこが主体として行われたということでしょうか。

宮本観光政策課長 今回は行政が主体となって開催しております。

田村委員 分かりました。それではですね、ちょっとまた個別に聞いていきますけれども、案内表示設置についてです。長門市長門湯本温泉みらい振興基金条例第5条1項の1号は、「本市と長門湯本温泉の持続的な観光まちづくりに関する協定を締結した事業者が行う、長門湯本温泉の地域価値を高める公益性の高い事業に要する費用」となっています。2号「長門湯本温泉のまち並み景観形

成に資する施設の維持及び整備に要する費用」とあるのですけれども、今回基金から支出されない理由についてご説明願います。

宮本観光政策課長 先ほどちょっとお話しましたが、8月に要望書を受け、行政主導のもと、この検討会を設置し検討を開始したものであります。本事業は、観光客をはじめ、地元住民や事業者との意見を踏まえ、その策定を行政主導にて実施していくこととしておりますことから、市における予算計上でお願いしようとしているものです。

田村委員 はい、分かりました。行政主導という言葉に勇気が湧いてきましたけれども。次の質問にまいります。計画策定業務委託料 350 万 1,000 円についてお伺いします。計画策定業務の内容と目的は何でしょうか。

宮本観光政策課長 先ほど来から申しております、検討会を開催し議論を重ねたところ、地元や事業者から満足度の高い温泉街を目指すためには、トイレの過不足に関する現状把握や、その対策等いろいろ意見を踏まえて、地元住民や事業者の意見等を踏まえて、その方針を基本計画として策定するものでありますことから、結果として観光客の満足度の高い温泉街の実現を目指し、長門湯本温泉のトップ 10 入りの目標達成を目指しております。

田村委員 続けてすみません。観光ホテルの満足度の高い温泉地を目指すということですが、先週 3 日に行いました、第 4 回長門湯本温泉みらい振興評価委員会において、星野委員はトイレの数が十分か否かについては客観的な数の精査が必要と述べられ、不便、汚い、場所が分からない等の状況の改善が必要だと指摘され、さらにトイレ新設については、「既存のトイレでは課題解決不可能との合意が得られた場合に議論する」とした上で、その場合の条件として維持管理コストを現状もしくは減らすこと」としております。これはトイレ新設に向け、前進の兆しと捉えておるんですけれども、今回の長門湯本温泉周辺環境施設整備事業計画策定業務では、これらの発言を踏まえて計画策定が行われるのでしょうか。

宮本観光政策課長 星野代表からいただいたコメントについては、貴重なご意見として、計画策定の参考とさせていただく予定です。

ひさなが委員 先ほど、満足度の高い温泉街に向けた観光客向けのトイレに関する検討会についてお話が出ましたので、こちらについてお伺いしたいと思います。まず、この検討会にオブザーバーの方がいらっしゃると思いますが、一般的に会議におけるオブザーバーというのは傍聴者であったり、発言権であったり議決権がない、ほとんどないという認識がありますが、ここで言うオブザーバーの方もそういう立ち位置と考えてよろしいのでしょうか。また、このオブザーバーの肩書き、検討会に入られた経緯についてお伺いいたします。

宮本観光政策課長 今参加していただいているオブザーバーの方は学識経験者

ということで、いろんな見識を持たれておりまして、全国的にもいろんな観光地に携わっておられて、いろんな学識があるということで、いろんな参考意見をいただくようにしておりますことから参加していただいております。

ひさなが委員 分かりました。では、この議案が発送されたのが 11 月 22 日でございます。この計画を策定することについて検討会内で合意がその時点では取れていなかったと伺っておりますが、まず 1 点、この計画、合意に進めていくような提案については、行政、自治会関係者、事業者関係者の 3 者のうち、どこから提案されたものなのかお伺いいたします。

宮本観光政策課長 先ほど部長からの答弁にもありましたように、1 回 2 回と検討会を開催する中で、そういった意見のまとめ、合意なりが感じられたため予算計上したものであります。

ひさなが委員 では実際、具体的に合意に至ったのは何回目の検討会で、また、こういった形で合意が取れたという認識をお持ちなんでしょうか、お伺いいたします。

宮本観光政策課長 具体的には、2 回目の 11 月 11 日に開催した検討会で、短期的な取り組みと長期的な取り組みをする中で、そういった案内表示や、そういった計画が必要であるという合意に至ったと思っております。

ひさなが委員 2 回目の検討会で合意に至ったということで確認をさせていただきました。その合意に関しまして、委員全員の方がその必要性を理解した上で合意に至ったとお考えでしょうか。

宮本観光政策課長 そのように思っております。

ひさなが委員 はい、分かりました。では、この予算が承認された場合、満足度の高い温泉街の実現に向けた観光客向けのトイレに関する検討会で出た意見に対しても、その計画には反映されていくことになるのでしょうか、お伺いいたします。

宮本観光政策課長 反映していくようになると思っております。

ひさなが委員 その場合ですね、税金を投入して計画を策定していくということで、検討会内での意見が反映されるということは、もちろん検討会自体がオープンである必要があると考えられますが、現在非公開である検討会につきましても、予算が認められれば公開されていくという考え方でよろしいでしょうか。

堀経済観光部長 お答えをいたします。これまで開催された検討会の中でも、やはり率直な意見をいただく必要性も鑑み非公開とさせていただいたところでございます。これについては今後、検討会の公表等について、委員の皆様からご了解が得られれば公開することもあり得るというふうに考えております。

ひさなが委員 では了解がもし得られなかった場合は計画を策定する中に意見

を反映させるけれども、内容に関しては非公開という可能性もあるということ
でよろしいでしょうか。

堀経済観光部長 お見込みのとおりでございます。

林委員 今のひさなが委員の関連になるんですけれども、そもそも論で言うと、
この行政主導のもとで設置されました、この満足度の高い温泉街の実現に向け
た観光客向けのトイレに関する検討会なるものは、自治法上、あるいは条例上、
何を根拠にこれ設置されているんですか。

堀経済観光部長 条例上、規則上何を根拠にというお尋ねでございます。これ
につきましては、あくまでも要望書の内容に沿ってですね、我々のほうで設置
する必要があるという考え方のもとに設置をさせていただいたところでござ
いまして、この意見をもとに、我々行政として判断をさせていただくというも
とに設置をさせていただいた検討会でございます。

林委員 私が法律上の根拠を聞いたのはですね、当然その条例や法令に基づい
て設置されるものであれば、当然その対価が発生するわけです。委員報酬とか
ですね。なかったわけですか。

堀経済観光部長 お答えをいたします。これについてはですね、参加いただ
いた皆様方のご意見、お願いのもとに、対価はなしということで構成をさせてい
ただいて開催をさせていただいているものでございます。

林委員 じゃあ今のこの検討会なる位置付けっていうのは、法令上、または条
例上何の根拠もないということなんですね。だから当然非公開にもできる。あ
る意味。別の見方をするとですよ。じゃあもう 1 点、今回この 500 万円が予算
措置されていまして、150 万円が案内看板等の設置、もう 1 つはこの計画策定
業務、この 350 万円の個別の積算根拠をお尋ねします。あと内容もね。何にい
くら見積もってこうなっているのか。350 万円が積み上がっている。お願いしま
す。

宮本観光政策課長 現時点で考えておりますのが、トイレの過不足に関する現
状把握のための調査費、トイレが不足している場合の対策として考える店舗の
貸し出しの強化、そしてトイレの新設も含めたトイレのあり方の検討、これら
について観光客をはじめ、地元住民、事業者へのヒアリングやアンケート等
による調査を今行うとしております。それに基づいた基本計画を策定する想定で
はあります。詳細の金額、それぞれいくらというのは持ち合わせておらないん
ですが、事業者によるプロポーザルなどで提案をいただこうと今のところ考え
ております。

林委員 予算の積算根拠がないのに 350 万円積算しているんですか。

堀経済観光部長 この 350 万円については、コンサルタントへの聞き取りを行
い、金額について確認をさせていただいたものに準じて予算計上させていただ

いたところでございます。

林委員 つまりコンサルに、要するに相見積もりというか、見積もりを取ったということなんですか、じゃあ。それで 350 万円、いろいろアンケート調査とか何とかかんとかという、その 350 万円でできるであろう事業内容に則して、そのコンサル、特定の、どのコンサルか分かりませんが、そのコンサルに事前に予算計上するにあたって見積もってもらったところ、350 万円という数字が出たということで、間違いないんですか。

堀経済観光部長 あくまでも聞き取りを行わせていただく中で、この金額を我々のほうで定めさせていただいたところでございます。

林委員 ちょっとこういうものっていうのは非常に、我々もですね、説明責任がいります。350 万円の根拠を市民から聞かれて、いや行政がコンサルから聞き取ったら 350 万円という数字になりましたと。あなた方だったら 1,000 万円でもうんって言いそうだね。これだったら。ちょっとそこの辺の、これ予算審査だからね、あくまでも。私たちは予算の根拠を聞いて、その予算の行政効果や政策効果を測定しながらより良い議決結果を導き出すわけです。従って、根拠のはっきりしない予算というのは、ただ聞き取りだからって、私は例えばアンケート調査に 50 万円かかるとか云々かんぬんって、ちゃんと積み上げたものがあって 350 万円という数字を導き出したんなら納得するが、そういったちょっと非常に何か曖昧模糊な内容というのはどうも解せないというのはちょっと言っておきます。もう 1 点ね、この計画を作る、行政の立場というのは何を期待しているんですか、一体。あなた方は。あなた方はそのトイレの設置について前向きな答えが導き出されることを期待しているのか、それとも場合によっては検討の結果、やっぱりトイレは要りませんでしたという結論を期待しているのか、どっちなんですか。

堀経済観光部長 提案説明でもお示しをしたとおり、我々といたしましては、やはりトイレがどういう形であるべきかというところは、観光客、さらには地元の皆様、事業者の皆様からのやはりアンケートの結果をもとに調整をさせていただいて、本来あるべきトイレを作っていくというところがやはり重要ではないかというふうに考えておるところでございます。そういったアンケート調査、要は住民の方に対してもアンケート調査を行うことで、実際の合意形成を進めていきたい。さらに、先ほど申しましたように有志で参加いただいている検討会のご意見をいただきながら、そういった数値、確証を得た数値を示すことで合意形成に至りたいというところで判断をさせていただいたところでございます。

林委員 合意形成をいただきたいというのは、それはいいんだけど、いいんですよ。だから行政としてね——分かりませんか。もうこれだけ、2 年前の議会の

一般質問からもずっと取り上げられ、地元紙の長門時事さんにも報道され、湯本区の自治会からも要望書が出され、これをもってしてもまだ行政としての判断、トイレがあるのかいないのか判断がつかないっていうのはね、機能不全だと思いますよ。だって、住民の声を聞いて行政を動かしていくわけだから、それでもまだ判断がつかないっていうのはどういうことなんですか。何が問題で、100歩譲って例えばですよ、行政がトイレをつくるという結論を出すということによって、誰かが、あるいは観光客が、住民が、店舗が、湯本の。何か実害というか不利益を被るんですか。私はそれがこういう理由で不利益を被るって言えばなるほどなと思いますけど、その根拠を示してくださいよ、不利益になるんだったら。示せないっていう理由でまだ判断がつかないとおっしゃるんだったら、こういう懸念があるからっていうことを明確に答えてください。

堀経済観光部長 検討会の中でも意見が出ているところでございますが、やはりトイレを作らせていただくということになると、その永久的な維持管理、そういったものをどこにお願いするかは別といたしましても、必要となっていく中で、やはりトイレが汚いというような風評が出ることは、やはり我々のほうとしても考えていかなければいけないという観点だというふうに思っております。その中で、やはりそういうところを心配される有志の方々もいらっしゃるという中で、やはり一番大事になってくるのは、現在来られている観光客の皆様のご意見、この昨今、コロナ対策等がある中で、ようやく観光客が帰って来られている。さらに新たな視点での観光客が増えていく中で、そういった方のご意見を聴取することも必要。さらには先ほど申しましたように、住民の方々、本当にどのようにお考えなのか、さらに事業者の皆様、ここで公の立場に立ってアンケートを取らせていただいて、その実証をさせていただくことが合意形成に繋がるものというふうに考えておりまして、こういう形で予算を計上させていただいたところでございます。

林委員 行政が設置した。じゃあ聞きますけど、市内でいろいろ行政が設置したトイレがあります。今までトイレで、そういった観光客の声、あるいは地元の住民の声、あるいはアンケートを取ったり、調査費をつけて設置した観光施設内のトイレってありますか。

堀経済観光部長 我々のほうといたしましては、やはり湯本がこれまでハード整備をしていく中で、我々長門市といたしましても、重要な観光拠点の一つというふうに考えている中で、今後やはり湯本のまちづくりを進める上で、現状ではまち株式会社等をお願いしているところでございますけれども、ここで新たに行政としての考え、基準を示していくということが必要というふうに考えておりまして、本件に関しては、そういったアンケートを取らせていただくということで、検討会でもご意見をいただいた内容をもとに予算要求をさせて

いただいたというところでございます。

林委員 私の質問にはほぼほぼ答えていないというところがポイントだよね。この答弁。私はそういった市内の観光施設で、そういったプロセスを踏んでやったトイレがあるのかと。ないですね。実際、さっき私が、誰が不利益を被るのかという話をしたときに、トイレが汚い云々とありましたけど、行政が設置した施設というのは行政が責任を持って管理しなきゃいけないんですよ。分かりますか。それを例えばシルバー人材センターに委託して清掃してもらうとか、それまで考えて作らなきゃいけない。そうでしょう。ほかのところ全部やっていますよ、そうやって。だから、全くトイレを設置することによって不利益を被る観光客は、もうすでに恩湯食のトイレが使えなくなったことで、例えばそこのお店に駆け込んだり、民家に駆け込んだりしているわけですよ。これ、声聞かないと分かりませんか。それでいちいちまた声を聞くわけ。もうそういう実態が地元から寄せられているから、湯本区の自治会もこれじゃあかなわんと。早くトイレを設置して欲しいという要望を出したんじゃないですか。それ聞かなきゃ分かりませんか。

堀経済観光部長 もちろん、検討会の中にご参加、地元の自治会長様をはじめ、ご参加をいただいているわけですが、その中で、やはり将来的な負担というところも検討された上で、例えばまち株式会社からのご意見等もあつてですね、そういうご意見をもとに行政としてどういうあり方、トイレのあり方がどういうふうな形なのかということはやはり、実際に数値を持って検討したいというところもございました。確かに要望として、トイレのあり方について新設トイレへの要望もいただいているわけですが、その中には、当然維持管理については行政でというようなご要望もいただいております。とは言えですね、やはり現状の中で、観光トイレに関しましては、我々もできる限度を、上限というものを考えておる中で、現状でも、例えばほかのトイレでは地域の方々にお願いをしているとか、そういった形でのお願いをさせていただいてる中で、それでは本当に地元のほうにお願いができるのかとか、そういったところも、今後どの程度のトイレを作るのかというところが関係してくるということもございまして、今回トイレのあり方について検討する中で、今合意いただいているのが、逆にお店のトイレを開放する。そのために、案内板等の表示もしていきましょう。そういった形を経て、さらに、なおかつアンケートの中で必要、不要というところが判断できれば、市でも対応していきたいと考えておるところでございまして、そういう形で我々は今回予算計上に至ったものです。

林委員 まあ縷々おっしゃいましたけど、今の行政の立ち位置を今の議論をずっと踏まえて聞きますと、行政の立場として公民連携とかあなた方よく言うん

だけれども、この検討会は行政主導で作っちゃったわけね、公民連携の名のもとに。公民連携とは言いながら、行政主導で作っちゃったわけ。今回このトイレの立ち位置、トイレ設置について、新設、新設ですよ、いいですか。既存のトイレじゃないですよ、新設のトイレについての立場っていうのは、白黒、造る、造らないということは、今のこの現時点では明言できない、課として、部として、ということなんですか。

堀経済観光部長 議員ご指摘のとおり、今後ですね、我々のほうも数量等をアンケートで確認をした上で合意形成に向けて協議を進めていくということで、新設するしないというところもそこで最終的には確認をした内容で、行政として判断させていただく、ということにしていきたいと考えております。

林委員 あんまり、私ばかり言うと場の空気を壊しますからね、言いませんけど。行政の今の立場としては、結局判断できないんだ、今ね。造るとも言わない、造らないとも言わない。ある意味他力本願というか、検討結果を待って計画を待って、でね、結果として、新設の、例えば、恩湯食以外の店舗なりが、店舗やホテルとかそういった民間の方が、うちのトイレを開放していいよっていう声がもしあれば、造らないっていう選択肢も当然出てくるだろうし、ということで理解してよろしいですか。

堀経済観光部長 現在、検討会の中では、短期的な形として、おっしゃられるとおり民間のトイレの貸し出しについても検討をされ、さらに、経費を検討しているところでございまして、そういったものを経てアンケートを取ったときに、不要というふうな判断が出れば、もちろん造らないこともあり得るかなとは思っております。それはもちろん、アンケートで必要という観光客のご意見があれば、もちろん造る形で対応したいと考えております。

重村委員 お疲れ様です。何点か、これはもう課長じゃなくて部長にご答弁をお願いしたいと思います。湯本のこのまちづくりは平成28年の8月に策定された湯本まちづくり観光基本計画、これにスタートをして、この基本計画を作って、その時もお金かかってますよ、もちろん、星野さんに頼んで。令和2年の春に、大方のハード事業が終わって新しいまちをスタートしようということでスタートしました。私ね、そもそも思うのは、まちをスタートさせてみたらこのコロナ禍の中でも、土日を中心にたくさんの方に湯本が変わったらしい、行ってみようということで、まちが推奨するそぞろ歩きを楽しんでいただいた。それによって、一つの大きな問題がトイレ難民っていうとおかしいけど、トイレを必要とされる方が多くて、これ湯本区の自治会から要望が出てきてますよ、一般家庭のトイレを貸してもらえないかという事態が発生したと。私たちも実はそれに関連して駐車場の整備ですね、議会はトイレが要るんじゃないの、出発点、到着点の起点となるところに、バス降りて、ああやっと着いた、トイレ

が実はしたかったんだ、そういうことがあるんじゃないのって随分言いましたけど、その時は必要ないと、造れないという回答で進んできました。それはね、もう百歩譲っていいですよ。実際にまちを運営してみたら、こんなことが起きちゃったっていうことです。改めてトイレの新しくトイレが必要か必要じゃないのか、それで既存のトイレはどうなのか。そして、事業者でしょうね、商店とか飲食店を営んでらっしゃる方にトイレを貸してもらえ意向ありますかとかアンケートを取る。トイレ問題でね 350 万円もう 1 回基本計画作りますから予算をくださいと。一般市民ね、これまでハード事業に大きい事業するから、基本計画要るね、そこでトイレの話も出たはずですよ。まちを運営してみて、こんな問題が出てきたから、トイレに関してだけです、350 万円。これもう何か設計書ができるわけじゃないですよ。冊子が出来上がってくるだけです。この認識っていうのはね、部長、市民が認めると思いますか。

堀経済観光部長 議員からご指摘いただきました内容につきましては、我々もいたしましてもトイレのあり方だけでなく、このたび提案をさせていただいた内容は、あくまでも周辺の環境施設整備という中で、現在検討会議の話題となっております音信川の飛び石の問題、さらには景観条例のあり方についての考え方の整理、そういったものも含めた形での様々なアンケートということを考えておまして、単にトイレに留まらず、湯本の新たな観光客に向けた対応についてのあり方についても検討を進めていくという中で、それに資するアンケートも頂戴するというようなことも考えておるところでございまして、その中でアンケートは必要と有志の皆様からのご意見をいただいて、とりあえず検討会の中で取り上げさせていただいたということでございます。そのあたりはご理解いただきたいというふうに思います。

重村委員 だから、大きい事業するとき、大きくまちをやるとき、元々なんていうのか、指針となる元となる計画が要るから、基本計画を 28 年の 8 月に策定してできあがったんでしょ。観光地というのは、常に課題を解決しては次の課題が浮上してくる。そういうもんですよ。終わりがいいんだから。常に課題が出てくる。それを住民の中で、観光地として責任を持って潰していつ、また新たな課題が出て。だから僕が言ってるのは、実際にまちを運営してみたら確かにいろいろな課題にぶち当たるだろう、今回特にトイレという肝の問題で 350 万円、だからまたこれトイレ問題と違う問題が出たら、また基本計画つくろうというわけですか。僕はね、トイレの問題ぐらいは、この観光地である湯本の方たち、いろんな事業者、そしてそこには、ただ事業を営まなくてね、住む方もいらっしゃいますよ。その方たちが一体となって落としどころを見つけていかないといけないと思うんですよ。それを聞いている。だから問題が起これたら予算付けて、はい、基本計画を作りましょう、それでいいのかという

ことです。

堀経済観光部長 現状といたしまして、先ほどのお話のとおり、現在、ハード整備が終わった段階で、一旦湯本の整備が完了したという中でこうやって、トイレも含めてですね、新たな問題が起こる中、検討会ではトイレも含めて検討を進めましょうというお話をいただいているところでございます、まさに何遍も何遍もやるのかというようなご意見をいただいたわけですが、今回この一旦ハード整備が終わった段階で、すべての課題を洗い出して整理をしていきたいという中で調査を行いたいということでございますので、そのあたりはご理解をいただきたいというふうに思います。

重村委員 私ばかり話してもあれだけど、もう一つだけ聞きます。私ね、今回のこの 500 万円で、この 350 万円の基本計画の策定業務は、トイレの新設、新設のトイレを造る造らないということがもう決着してて、住民とまち株、オソト活用協議会、これから 2 者、違う要望書が出てきた。この案件がなかったら、計画書策定の予算っていうのが出てきてないと思うんですよ、このトイレ問題がなかったら。ということはね、肝はトイレを造るか造らないかですよ。今言われた飛び石の問題であるとか、そこら辺の問題で何かアンケート取らないといけないね、よし、まち株会社中心になってアンケートを取ってみよう、多分こんな流れだと思います。本当にそこにデータが要るんだったら。だけど、今回のこの予算は、トイレを設置、造るか造らないか。これが肝だから出てきてるんですよ。基本計画策定料 350 万円が要りますと、違いますか。ご答弁をお願いします。

堀経済観光部長 特定の業者、さらにはまち株式会社からこの 350 万円を使ってアンケートをとすることは一切ございません。本件につきましては、行政が行うということで、もちろん利害関係がないところに委託をしていくというところが必要だと考えておりまして、そのような形で実施をしていきたいということで予算要求をさせていただきました。

重村委員 きちんと的確に答えてもらわないと困る。トイレ問題の新設の要望書が 2 つ出てなくて、地域の中で、トイレの問題は、今までのね、既存の建物の活用はどうしたらいいかねっていうことは懸案になっていたにしても、新設のトイレが要る、要らないという議論がなかったら、この予算は出てきていたかっていうことです。出てきていないと僕は聞いていますよ。それがなかったら多分こんな金額は必要ないでしょうって。

堀経済観光部長 もちろん委員がおっしゃるとおり、トイレについての要望が論点となってこの検討会をさせていただく中で、様々な課題がまだ残っているという中での整理をさせていただいたところでございます。

重村委員 だから、この計画書を作る肝は、トイレを設置するのか、いや設置

しないのか、この判断を計画書の中で作り上げたいだけでしょ。行政が本当は判断すればいいのに。だってこれ、要望書が出てきてね、問題が発覚したわけじゃないですよ。新しい湯本温泉街がスタートを切って、もうその時から住民からはトイレの問題はもう浮上してきている。だけど湯本の中で、様々な会議で解決しようとして、いろいろ模索されたはずですよ。だけど解決できないから、仕方ない、要望書という形になったと私は聞いていますよ。だから、要望書も2者違う角度から出てきている。解決できないから、一つは湯本区の自治会で、一つは相反する内容で、まち株会社とオソト活用協議会連名で、それも争うように。僕はその場面を見てないけど、地元の新聞とか見ると、極端に言ったら、自治会が一生懸命、もうこれは要望書として、市長、議会に出すしかないという判断で持ってこられたところに乗り込んでくる。だから、これの答えを出したいがために、肝はだってトイレ設置するかしないかなんだから。それを、早い話導きたいから、計画書作りたいうって言ってるんでしょ。なんか異論があったら言ってくださいよ。

堀経済観光部長 本件につきましては、検討会の中で、当然住民の代表としておいでいただいている自治会長の皆さんも含めて、住民も含めてアンケートを取ることが必要であるんじゃないかというご意見のもとに、事業を提案させていただいたところでございますので、そのあたり、片方がそれぞれ単独のご意見をいただいているということではないことは、ご承知おきいただきたいというふうに思います。

早川委員 すいません、この基本計画が策定された後は、どのようにこの基本計画を使われるっていうか、利用される予定なんでしょうか。

堀経済観光部長 先に課長のほうから答弁させていただきましたとおり、本調査結果等を踏まえて観光客のニーズ等も把握をさせていただき、地元住民の皆様、さらには、事業者を含めて合意形成を図る実際の事業を進めていきたいというふうに考えております。

早川委員 合意形成は検討会ですか。それともまた別の協議会ですか。どこで合意形成される予定なんですか。

堀経済観光部長 関連する有志の方々に出していただいている検討会ということ踏まえて、検討会での議論をもとに市が決定をしていくというふうに考えております。

早川委員 ではこの計画を、出たものを検討会、今ここに書かれている、上がっている検討会に下ろし、それを参考に検討会で意見をまとめたものを市が検討するという流れでよろしいですかね。

堀経済観光部長 お見込みのとおりでございます。

早川委員 この大きな問題って、本来今からハード整備が出揃って、今からっ

て言った時に、それこそ事業者と自治会との意見の相違っていうところからこれが出てきたと思うんですけども、これ、今検討会でその合意は得られると思われるんですか。

経済観光部長 要望書の提出を元に、そういう形を行政で取らせていただいたと、当然合意形成が図れるというふうに考えておるところをもって、検討会の設立をさせていただいたというところでございまして、我々のほうといたしましては合意形成が図れるということで考えております。

早川委員 再度確認させていただきますけど、その合意形成をもって、市がまた検討するんですか。それともその合意をもって実行するんですか。

堀経済観光部長 様々な調査結果をもとに合意をもってですね、市のほうとしては実行していくというふうな考え方でおります。

田村委員 先ほどから執行部の皆さん、なかなか苦しいご答弁で、本心でおっしゃっているのか、これ本心でおっしゃっているんだったら私の見込み違いだったんですけども、なかなか言いたいことも言えないのかなというふうに思っております。我々も乗り越えなきゃいけないんですけども、聖域を作ってしまうとこのようなことになってしまって、分断しなくてもいいものが分断されてしまうというようなものを感じておりますけれども、ちょっと的外れな質問かもしれませんが、この案件、聖域を作ってしまったために起こっているというようなご認識はおありでしょうか。

堀経済観光部長 委員ご質問の中での聖域というところがどういうものに当たるのかというところは、我々のほうとしてもちょっと判断ができないところではございます。もちろん、まちづくり、湯本のまちづくりにトライしていく中で、全国にない形で実施をしていく、さらにトップ10入りを目指すというところを掲げる中で、やはり我々のほうといたしましても新たな取り組みをしていく、進めていくという中ではこういう事業を当然必要という考え方をしておるところでございます。

田村委員 聖域という言葉を使いましたけれども、現状そうでないのでありましたらですね、何ていいますか、聖域化しないように、漠然とした言い方で申し訳ないですけども、しっかりと見守っていきたいと思います。それで、1つだけちょっと質問させていただきますけれども、先ほどコンサルのアドバイスを受けてと、お話を聞いてという、その積算根拠の話のときですけども、今回のこのトイレ問題非常にこじれておりますけれども、これに納得のいくような答えを出せるコンサル、そういう当てがあるのかということを伺います。

堀経済観光部長 検討会の中では、オブザーバーの学識経験者の皆様からこういった事業、携われるコンサル、ご紹介をするというようなご意見をいただく中で、この事業を行政として提案をさせていただいたところでございます。

ですから、先ほどほかの委員の方からご指摘を受けたとおり、決まった業者をというところでは全然ございませんけれども、そういった業者はあろうというふうに考えております。もちろんこの案件につきましては、策定の支援をしていただくということで、行政が主体となって行う事業でございますので、そのあたりは業者は当然あろうかと判断しております。

田村委員 その業者選定の際なんですけれども、これ先ほどお答えにもありましたけれども、もう一度だけ確認したいので伺わせていただきますけれども、利害関係のない第三者のコンサルというものを選定されるということによろしいですかね。

堀経済観光部長 お見込みのとおりでございます。

上田委員 ちょっとそもそも論とは少し離れるかもしれませんが、この手の話というのは、いたずらに時間をかければいいって問題でもなくて、やっぱりね、いろんな、今市内で数件そういう似たような案件あるんですけれども、どうでしょう、やっぱりこれだけの予算が欲しいっておっしゃるからには、いついつもってこういう道筋を持ちたいっていうのも併せて言われるっていうことも少しは必要じゃないかと思っているんです。私個人的には、この年度内をもって方向性が出ると思っていたんですけど、今のお話を聞くに、コンサルタントさんに依頼をされるアンケートをもう一度やるっていうのを聞いただけで、もう3月末には無理だなというふうに当然思ってしまうんですけど、そうすると、またじゃあ4年末かっていう話になっちゃうと、どうですかね、10位以内を目指そうとか言っている話と、この話の動きがえらい温度差があるなっていうふうに感じているのは私だけじゃないと思うんですね。だから、もちろん350万円云々っていうのは別にして、林委員も言われたように、アンケート取るから50万円、100万円くれっていうんなら、みんな「うん、いいよ」って言うと思いますよ。ただし、夏までには何とかしますとか、1年後にはこうしますっていうのも、合わせ技でやってもらわないとですね、スピード感が必要ってあれだけ言っているのに、何でこれを行政はっていうふうに言われかねませんよ。ぜひそのところよろしくお願いします。

堀経済観光部長 行政といたしましては、提案をさせていただいたからには単年度会計の原則もでございます。その中で、年度内の調査、さらに合意形成を目指して本予算をお認めいただいたのち是对応していきたいというふうには考えておるところでございます。

吉津委員長 ちょっとここで皆さんにお諮りしたいんですけれども、時間もお昼を過ぎていますので、このあたりで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ないですか。よろしいですか。ここで暫時休憩いたします。再開を13時からいたします。

— 休憩 12 : 00 —

— 再開 13 : 00 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。これより質疑をまた受け付けたいと思います。ご質疑はございませんか。

林委員 お疲れ様です。午前中の議論に続いて午後からよろしくお願いします。午前中の議論で、この 500 万円の費目のうち 350 万円の計画策定業務についていろいろ議論がありました。結果的に、現時点ではですね、まだ行政の立ち位置というのがすっきりしないというか、何かもやもや感を抱えたまま午後の議論に突入するんですけれども、私はちょっと角度を変えて、今度は 150 万円のほうについてお尋ねをしたいと思います。看板設置等の新設の、そういった案内を作るっていうのが、これ自体私も、確かに言われれば不足してるなと思っております。それで、この支出科目が一般財源になってるっていうことで、午前中、田村大治郎議員からも若干触れられましたけれども、この長門湯本温泉みらい振興基金、なぜここから支出ができないのかっていうところをいろいろお尋ねしたいと思うんですけれども。この湯本地区は不均一課税が採られています、入湯税については。一般のところは 150 円ですけれども、プラス 150 円特定の地域に入湯税が課せられてますね。この入湯税を引き上げたっていうのは、湯本エリアへの再投資を実現するとともに、基金運用を通じて入湯税の引き上げ分の使途の限定透明性を図ることなんですね。基金からエリアマネジメントに補助金という形で支出されますが、この温泉街全体のエリア価値を高める公益性の高い事業が対象となります、エリアマネジメントに補助金という形で基金から支出するときに。それを外部評価委員会による事業評価を踏まえて決定されるというもので、また同じく公共工事という形で基金から支出する場合は、実施主体は、今度エリアマネジメントじゃなくて市が実施主体になりますね。照明、道路等のインフラの中長期的な維持補修に充てるっていうのが、この振興基金の主な内容、スキームです。入湯税は言うまでもなく、地方自治法の第 701 条の規定によって環境衛生施設、それから鉱泉源の保護管理施設、消防署設備、その他消防活動に必要な施設の整備や観光振興に要する費用に充てられるものなんですね。従って、今回この基金から、なぜこの案内看板等の新設の設置費用が捻出できないのか。これちょっとよくわからないです。お願いします。

宮本観光政策課長 再度すいません繰り返しの答弁になるかもしれませんが、もう一度、説明させていただこうと思います。本件はトイレのあり方等に関して地元や事業者から 8 月に提出を受けた要望書を受けて、行政指導のもと検討

会を設置し検討を開始したものであります。本事業は観光客をはじめ地元住民や事業者の意見等を踏まえ、その策定を行政主導にて実施していくこととしていることから、市における予算計上としてお願いしようとしているものでございます。

林委員 基金というのはちょっと 2 種類、一般的にありますよね。果実運用型の基金と取り崩し型の基金っていうのがあります。当然このみらい振興基金というのは、果実運用型ではなくて取り崩し型の基金です。だからその用途目的が合致すれば、当然観光振興も含めて当然支出ができる。エリマネに補助金という形で支出をすることが可能なんです。なぜこれを、基金ではなくて一般財源かっていうところがちょっと課長の答弁ではわからないんですが、基金がもう底をついてないっていうんだったらまだ話はわかる。今いくらあるんですか。150 万円捻出できないですか。今の基金残高をお尋ねします。

山下施設管理班長 委員お尋ねの基金の残高について、令和 2 年度末の残高を答えたいと思います。金額が 1,891 万 2,750 円、長門湯本温泉みらい振興基金の残高がございます。それと使途のほうで今課長のほう申し上げておるわけですが、今回においては市の予算としてお願いしたいと。今想定しておる事業については、実は灯具の修繕と未来における灯具の修繕、道路等の補修、これも技術的に上乘せ部分だけということで基金の使途については想定しておるところでございます。

林委員 1,800 万円ぐらいあると。150 万円取り崩すのに、元々湯本の観光振興に資する入湯税の性格からして、もちろん一般財源ってお金に色が付いてないですから、入湯税として収受したお金が入ってる可能性もありますよね、当然。しかしね、何のために基金を積み立てているのか。特にあそこだけ不均一課税にして 150 円を多めに観光客の皆さんから徴収しているわけです。当然基金を使って、そうした観光振興に資する事業に補助金として支出することは、私は制度的にも法理論上でも可能だと思います。それがなぜこれ、何か都合のいい時だけ行政指導になり、都合が悪ければ公民連携といって民間主導だと言い、その辺のすみ分けで基金というのはもちろんね、私たちがこの基金条例を認めたっていうのは、設置を認めたっていうのは、この基金はもう、天井知らずにとにかく貯めていく基金ではなくて、目的に応じてそれぞれ需要がそういった観光需要が生じたときに目的に即して取り崩していく基金だから、一定の金額の積み立てはあるかもしれないが、貯めることが目的ではないと思っているわけです。だから、この今回 150 万円もね、お金がないっていうんだったら私はわかるんだけど、あるのに何でそっちから支出しないのかっていうのがどうしてもわからないわけです、未だに。この条例上も含めて、条例の趣旨からしても、基金の性格からしても、そして入湯税のあり方そのものにしても何らおか

しくはない。むしろ一般財源を投じるほうが違和感があると思うんですね。この辺りどうですか、明確に教えてください。とにかくなぜこれ基金が支出できないのか、しないのか。

堀経済観光部長 まず、先ほど課長が申し上げましたとおり、まずは行政として主導で行うべきというところでご説明を差し上げたところでございます。本基金につきましては、その取り崩し等につきまして、評価委員会を経て決定をするというところもございます。もちろん先の評価委員会では、その用途についても明確にすべきというようなご意見もいただく中で、現在その運用について検討させていただいているところでございます。さらに、この内の積立目標等につきましては、先ほど我々のほうから答弁させていただいたとおり、臨時的に灯具の修繕については、さきの評価委員会でお認めいただいたところではございますけれども、今後評価委員会の中で、微細な事業につきましては取り崩せるようにというような議論が行われる中で、まだ整理に至っていないのが現状でございます。その中で今回の 150 万円につきましては、評価委員会で認める認めないというところも含めて検討した結果、一般財源を使わせていただくというところで整理をさせていただいたところでございます。これについてはお願いをさせていただくということで、今回、議案を出させていただいたところでございます。

林委員 もう何のための評価委員会なのかっていう、その評価委員会自体が問われると思いますよ。だって、このみらい振興基金のスキームを見ると、基金からエリアマネジメントの補助金という形をするのを温泉街全体のエリア価値を高める公益性の高い事業が対象である。案内看板の設置とかまさに公益性の高い事業じゃないですか。それを評価できない評価委員会ならやめた方がいい、はっきり言って、解散した方がいいよ。だからさっきも言ったようにこれ取り崩し型の基金なんだから、必要があれば積極的に使えばいいんですよ。だから、それを何で評価委員会の議論を待ったりするのかな。そのエリマネがこの補助金をもらって、本当にこの地域に即した、どういった看板がいいのかとか、どういったものにしようとか、それこそ民間の力に依拠して素晴らしいものができる。行政が考えるものなんか、ろくなものがないから、基本的に。そうでしょ、今まで。だから民間活力が要るんだっていう、論理的な帰結になるわけですよ、あなた方の、私は持論を言っている。あなた方が今まで私さんざん言われたことをお返ししているだけです。熨斗をつけて。だから、本当にこの基金から支出をしないということについては、どうも納得がいかない。今の堀部長の答弁ではね、これが支出できないっていうことを証明してない、立証できてないわけです。もっと言うとね、裏を返すと支出できるんですよ、その気があれば。だからあなた方の腹一つ。政策意思決定一つなんです。どうですか。

堀経済観光部長 お答えをいたします。先ほどもご説明をしたとおり、本件につきましては、12月3日に開催されました評価委員会でも、微細な事業の実施についての取り崩しについてご協議をいただき、さらには、やはり根拠を持って取り崩しをするというところの整理はさせていただく予定でございました。その中で、ちょうどいた意見は今整理させていただいている、まさにその途中でございまして、今回にはちょっと至らなかったというところでございます。今後はそのあたりも検討させていただいた上、検討委員会委員の皆様にご協議をさせていただくということで理解いただきたいというふうに思います。

林委員 分かりました。でもね、部長、言っておきますよ。これ議論が間に合わなかったというような予算は出してこないほうがいいです。そういう含みを持たせて言うんだったら。別に、今回慌てて。350万円だって3月末まででしょう。それに合わせていったら十分まだ余裕があるし、僕は特に基金のあり方、その基金というのは行政が持っている、保有している基金の1つだと。基準のあり方としてどうなのかということをお問うているんです。この基金は本当にさっき言った、果実運用型の基金ではありませんので、運用益でその必要な事業を行っていく原資にするわけじゃないんですよ、この基金というのは。財政法上も含めて、何か基金のあり方が何か腑に落ちない。今の部長の答弁では納得できる説明ではございませんでした。ここは答弁いいです。

重村委員 私も全く今のご答弁は腑に落ちないというか、納得材料としては受け取れないということを申し上げたい。先ほど係のほうから基金残高はって、2年度末現在ですよね。令和3年3月31日現在の基金の残高は1,891万円。今年度増加する分、なくなっていく、減少する分を入れると、令和4年3月31日現在は2,026万円の予定になっているというご回答をいただいていますよ。だから、私思ったけどね、全く合致する事業をやろうとしているのに、なぜ基金を使わないのか。今、林委員が言われたとおりですよ。それを、いや、一般財源で評価委員会の関係もありますからやりましょうと。湯本温泉をそこまで甘やかしちゃいけない。そう思いませんか。だってそのために基金があるのに、それで今回150万円の看板を作る。もうこのみらい基金を使うのが妥当なのに、今コロナ禍で税収が減少して、みんな厳しい中で税金を納めていただいている、一般財源って何でも使えるから非常に使い勝手がいいですよ。だから、こういう財政状況の中でね、湯本温泉を甘やかして、一般財源をそこに150万円入れましょうって、私はやっぱり市民に説明がつかない。だからそういう安易な予算を作り上げて上程してくること自体が、私は本当に湯本の未来のことを考えているのか、この基金のあり方を考えているのか、全く理解ができない。これはもう部長もご答弁厳しいでしょうから答弁いいですよ。それで、この次に多分副市長に政治的な見解を聞かれる場面もあるだろうから、そこで副市長がこ

れについて、今のことについて職員の一番トップとしてお答えしたいということがあればそのとき答えていただきたいと思います。

早川委員 先ほど休憩前に聞いたかったですけれども、この策定の事前の基礎調査のところでは、先ほど答弁されたときのように 3 月末までにこの策定業務も案内表示設置業務も終えるというふうに、事前の基礎調査の中では伺っているんですけれども、午前中の答弁の中に、周辺環境のヒアリングとかアンケートを取られると。それがこの 1 月から例えば 2 月、3 月の 3 か月の間で十分な観光客のヒアリングなり、アンケート調査ができるのかどうかというところを教えてください。見解をお願いします。

宮本観光政策課長 十分な調査ができるかというお尋ねだと思います。2 月にですね、湯本地区では結構大きなイベントを開催される予定になっております。それと土曜日、日曜日にはそれ相応のお客さんが今現在戻ってきているように感じております。そういうことからすると、ある一定の結果を残せるように感じております。

早川委員 本当にじっくりと意見を聞きたければ、それこそそれぞれ四季折々の観光シーズンに、それぞれの意見を取られたほうがいいかと思うんですけれども、1 つ疑問があるのが、3 月末でと急がれてここに挙げられたか、ここに 3 月まででどうして業務を終えなきゃいけないかというところを、理由があれば教えていただければと思います。

堀経済観光部長 お答えをいたします。3 月末までの設定をさせていただいたということには、もちろん現在、検討会の中で短期的に案内表示等についてはこうあるべきだということもご了解をすでにいただいておりますということもあって、早急に対応すべきというようなご意見の中から今回予算要求をさせていただいたこと、さらには先ほど申しましたとおり、相当の数の観光客の方が今現在戻ってこられている中で、アンケートを取るという意味においては、ハイシーズン以外でも、2 月のイベント等を控え十分なアンケートを取っていけるだろうということ、もちろん短期的な状況についてです、案内表示等は早急に行う中で、その設置等を終えた段階での 2 月等を迎えたアンケートが必要だろうという考え方のもとに補正で対応させていただくということで提案をさせていただいたところです。

綾城委員 ちょっと確認なんですけど、検討委員会の中で環境省の補助金を使ってトイレを設置していきたい旨を発言されていますよね。トイレを必要として、行政としては作っていきたいんだ的なね、これが関係あるんじゃないんですか。確認です。

堀経済観光部長 もちろん我々としては、国の予算をいただいての整備も考え方としてあり得るというところは整理させていただきました。これにつきまし

てはですね、実は環境省ではなくて、私のほうから発言をさせていただいたときは官公庁。はい。すいません、ちょっとそのあたりが、そういう表の書き方でも環境省と書かれていたところをございまして、それについては、この場で訂正をさせていただきます。そういった考え方も当然ある中で、とはいえ、それに対していろいろな参加されている方々からご意見をいただく中で、こういうような形の合意を得たというところを整理させていただいて予算化させていただいた、予算というか提案をさせていただいたところをございます。

綾城委員 もう 1 点確認です。その官公庁の補助金はいつまでに申請しなきゃいけないんですか。どういうスケジュールなんですか。行政的にその話を出されたということは。

堀経済観光部長 お答えをいたします。私どものほうからご提案をさせていただいた内容といたしましては、官公庁予算につきまして、一次から三次まである中で、この 3 月、4 月、5 月といったところで国のほうに予算提案をする。さらにその内示がそれ以降 7 月ぐらいになるというところも鑑みてご提案を差し上げたわけですがけれども、やはり考え方として、こういった課題に対してやはり数値をしっかりと取った上で考えていくべきだというようなご意見もいただく中で、基礎調査等も含めた形でご提案を差し上げた次第でございます。

綾城委員 もう 1 点確認です。この補助金と今回の計画策定は全く関係ないんですよね。たまにあるじゃないですか、計画がないと補助金が受けられないとか。これ全く関係ないという認識でよろしいですか。

堀経済観光部長 おっしゃられるとおり、関係性はないと認識しております。

綾城委員 もう 1 つ。だからこの補助金がなくてもトイレは造れると。官公庁の補助金にアクセスできるというふうに、しようと思えばですね、というふうに思っているということですね。

堀経済観光部長 もちろん申請の際に、目標数値、さらには現状数値等の提供があるかないかで採択について影響があるとは考えておるところはございますが、基本的にはこれが必要ということではございません。

田村委員 どなたか聞かれたかもしれませんが、もう一度これだけを確認してから副市長の政治的見解をお伺いしないとちょっと前に進めないなと思いますので、すいません、もし誰か聞かれたなら 2 度目になるんですけれども、部長におかれましても課長におかれましても、これまで観光事業にずっと携わってこられておりますし、まちづくりにも携わってこられておる立場でございます。そういった立場から、今なかなかこう、何ていいますか、おっしゃりたいことをおっしゃっているのかおっしゃっていないのかというのはちょっとよく分からないところですが、そこは別に今回はさておきましてですね、湯本温泉は今懸案になっているトイレ問題ですけれども、担当課としてトイレはいる

のかいないのか、新設のトイレがいるのかいないのかという点についてはどう思っているのでしょうか。

堀経済観光部長 お答えをいたします。検討会において様々なご意見をいただく中で、我々としては確証たるアンケート結果を得て判断をしたいという旨の一応計上をさせていただいたということで、ご理解をいただけたらと思います。

吉津委員長 ほかにご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、観光政策課所管全般について、ご質疑はありませんか。

重村委員 それでは先ほどちょっと言いましたけど、副市長に。もうこの事業と大所的に、政治政策的にご答弁いただきたいと思います。3つありますから。3つ聞きますよ。で、トイレの設置の有無。トイレを設置するんだ、いや、ここには必要ない、こういう決定は、私は行政が判断すべき問題だと思っていますよ。行政が判断する。だって、行政が予算をつけて行政が責任を持って設置する案件だと。中には民間で、ただトイレ作る場所もあるかもしれん。それはもう特異なケースですよ。今回の案件は、私は行政が判断して作る、作らないという判断をすべき案件だと思っていますけど、副市長はどう思われていますか。

大谷副市長 それではご指名でございますので、私からお答え申し上げます。トイレの設置の有無について最終判断はどうあるべきかというご質問だったと思いますけれども、行政としてこれは、きちっと作るか作らないか決めるべき案件だと思っています。

重村委員 短くいきましょうね。長くなるからね。2点目。2点目はちょっと読み上げますから、感想とか見解をお聞かせください。私今回のこの事業の提案で、議会の提案説明もされていますけど、これ定例記者発表での市長の提案説明ですよ。読み上げます。「本事業は、ポストコロナにおける長門湯本温泉の誘客促進に向けて周辺環境施設を整備し、来訪者の利便性や満足度の高い温泉街を目指すものであり、案内表示や既存トイレの今後のあり方を含めた基本計画の策定に係る経費を計上しております」と述べられています。私ね、執行部の考え方で一番欠落をしているのが、確かに観光地としてのトイレはどうかという視点に立った提案説明ですよ。だけど、今回要望書は市民から出てきていますよね。湯本温泉街には、ホテルを営む、旅館を営む、喫茶店を営む、飲食店をする。そういう人ばかりじゃない。そこには生活がある。市民の。それで、そういう方たちから湯本区の自治会は、一般家庭にトイレを借りに来られることもあるんですと。それで、要望書の1番に、中心部付近にトイレ設置をして欲しいということが要望書の1番に書いてある。だから、私は市長の提案説明を読んだときに、観光地としてしかトイレのことを考えていないと思うんです。観光地として。トイレに関係してそこに暮らす市民の方が公衆衛生

上非常に困っているんですという要望書が出ている。だからこの一言の中に、「そこで暮らす市民の方のことも鑑み」というのが一言でもあればね、私は行政は一生懸命市民の生活のことも観光地としての目線も考えて予算計上してきたというのが読み取れるけど、これ観光地だけです。これについて副市長、どう思われますか。

大谷副市長 今委員がおっしゃった地元住民の声、これはもう、この2年近く、このそぞろ歩きが始まって以来お聞きしていた話でございます。特に、昨年11月には、まちづくりミーティングですべての方から市長に対してトイレを何とかして欲しいという声が上がったと。これは本当に市長にとっても衝撃的な事実でございます。これを受けて、今回8月に湯本区自治会からご要望いただいた、その1番にはですね、「観光公衆トイレの設置」という文言がございました。従って、私どもが観光トイレという、先ほどの提案理由といいますか、記者会見で市長が述べなかったかもしれませんが、あくまでも地元の湯本区の住民の方々は観光客あつての湯本区だと。だから、とにかく観光客のために作って欲しい、その際に、地元住民が非常に難渋している問題、これも含めて、とにかく観光客目線で公衆トイレを作って欲しいというご要望だったので、そのような記者会見での説明になったというふうにご理解いただきたいと思います。

重村委員 それではこれで最後にしますね。11月26日の定例記者発表、私も見に行きました。実はこの案件が非常に私は今回の定例議会で問題になるんじゃないだろうかと、予算がもう出ていましたから。聞きに行きましたよ。で、この定例記者発表の壇上というか中心部に市長が座られて、記者発表されて質疑はございませんかって言ったときに、ある新聞記者の方がね、市長の個人的な見解でトイレ設置は必要と思われていないのか、個人の見解はどうなんですかと言って、江原市長は「個人的には必要だと思います」と。「設置することが必要だと思います」と述べられた。でも私はね、定例記者発表で、これは市長としての会見の場ですよ。あえて新聞記者はね、意地悪に個人的な見解は市長どうなんですかって聞いたかもしれない。でもね、あそこに座っている以上はね、定例記者発表会ですから、長門市の首長として今回の提案をいたしますっていう席上で、いや個人的には必要だと思っていますよと。私ね、これ聞いてびっくりしたんですよ、実は。普通だったら、今は定例記者発表で私は市長としてここに座っている、個人的な見解はここでは申し上げられないと。もし違ふ思いが江原達也というのであれば、持っていたならば、この前も定例記者発表のときのことで噛みつきましたが、これを副市長はどう思います。それはね、終わってからの、記者がぶら下がりで聞いた話じゃないと。これは記者発表内でのきちんとした公式の場で。これについて副市長どう思われますか。

大谷副市長 ただいまの記者会見での市長の個人的な見解という件についてでございますけれども、今までこうした記者会見の場、そういった場で市長が個人的な見解、前置した上で見解を述べられたこと、ミーティングの場でもあったと聞いておりますけれども、その都度、私からは市長の言葉は重いんですと、ぜひお控えくださいということは何度も申し上げてまいりましたし、今回もこの記者会見が終わった後に、委員ご指摘のことをお聞きしましたものですから、市長に対して個人的な見解というのはお控えくださいと、重ねてお願いと言いますか、ご注意を申し上げたところでございます。

重村委員 分かりました。私は実はこういう言葉が市民を混乱させる、市長は実はトイレつけてもいいと思っているんだと。片や、違う方向から考えている人がこれはいけんと。まだ設置してもらっちゃ困ると、まだ議論がいるんだと、こういうことになるんですよ、こういうことに。だから今後のことも含めて、市民をドタバタさせているのはね、実は市長じゃないかなと私は思うんですよ。本当に。だから今回の案件も、まちが新たにスタートして、ずっと懸案であった、出てきていたと。それがなかなか湯本の中で収まらないから要望書という形で上がってきた。そして、これは綾城委員の一般質問の中であったように、そこに違う意見を持ったまち株と、オソト活用協議会の方が来られて、それは違うんですとかやりとりをする。だから市長はやっぱり、自治体の首長として、市民がそういうドタバタしないように、誤解を招かないようにするのが私は市長の役目だと思います。これはもうご答弁いいですから。改めて今後に活かしていただきたいというふうに思います。

林委員 私午後の議論が始まる冒頭に、もう午前中の議論でもややも感が抜けなかったという趣旨の発言をしました。おそらく、ここにいらっしゃる皆さんも多分、もややも感が。造るのだろうか、造らないのだろうか、どういう方針を行政というのは持っているんだと、多分思っていると思うんですね。副市長は先ほど、堀経済観光部長をはじめですね、宮本課長等々が、いろいろ我々の疑義に誠心誠意お答えになりましたが、あなたそれを聞いていて、さっき重村委員のほうから記者会見での席上での個人的な発言という部分で、市長は個人的には必要だと思っていると。あなたは、副市長というのは立場上、市長を補佐する立場であります。同時に、職員の担任する事務を監督するという、非常に重責をお持ちの、いわゆるこの市政においてはナンバー2です。あなたご自身は、副市長としてオフィシャルの副市長の立場として、湯本の地元から上がってきた要望書も含めて、あそこに、新設のトイレ、トイレ需要が不足しておりトイレは必要だと思っていますか。お尋ねします。

大谷副市長 副市長として必要かどうか、どう思うかということでございますけれども、この件について、ここでそのことをお答えすることはできません。

というのは、そのためにもこの基本計画をここに提案させていただいているところでございます。それこそ、地元の湯本区からいろんなご意見、そしてこの要望書にも、今回の公衆トイレだけが注目されておりますけれども、例えば高齢者や障害者用の駐車場を作って欲しい、つまりフラットな姿を川沿いに作って欲しいとか、それから小高い丘の上にある駐車場のバス停に雨や猛暑をしのげる屋根がない、こういうのを造っていただけないか、それから、案内板等の話が先ほどありましたけれども、これは決してトイレだけの案内板ではありません。そぞろ歩きされる方に、もう少しやさしい案内板であつてもいいんじゃないかというようなご意見もいただいています。そして、河川公園のトイレも改修して欲しい。これは県管理でございますので、こちらから要望するしかございませんけれど、そのような、この2年近くのソフト事業、これを展開している中で、地元の住民の方々からいろんなお声が出てきておったわけです。それは先ほど重村委員のおっしゃったとおりです。そのあたりが今回の基本計画の根っこにございます。これを何とかしなきゃいけない、また後で要望が出てきたら別のものを作るのか、決してそんなことはありません。今回は周辺環境施設整備事業といたしました。これは、湯本の景観形成に関わらない部分、その部分でも大変な部分があり、地元住民の方々が難渋しておられる部分が、住民目線でこうなったらいいんじゃないかという意見、これを踏まえて、今回基本計画の提案をさせていただいたところでございますので、その点をぜひ皆様にはご了解をいただきたいというふうに考えているところでございます。

林委員 まあ早い話ね、副市長としての見解は持ってないというよりも、持ってるんだろうけど、この場では言えない。何か話がだんだん拡大解釈というかね、この基本計画なるもの、午前中の議論でここの核、いわゆる肝になるのはトイレの設置の有無ですよ、すっきりさせるとしたら。だって今まで2年近くいろいろ議論して、観光まちづくりハード整備が終わって、つてなってね、もしいろんな問題が出てきたら、最初の設計がおかしかったんですよ。それはまずその失敗を認めないと、そちらが。そちらがというよりも、それを作った、このスキームも含めてまちづくり計画のその取っかかりがもう失敗してるわけです。だから今回は、私がなぜこれにしつこく言うかっていうと、この話の核になるのはトイレ設置の有無だけなんです。もっとシンプルに考えると。それについて、副市長という立場で、いいですか、予算があろうがなかろうが抜きにして、あなたの今の認識といろいろなご意見がありますよ。しかしね、市長にとって代わるナンバー2の副市長として政治的な発言も必要になる。要るのか要らないのか、あなたはどう思っていますか。

大谷副市長 お答えがご納得いただけるかどうかは分かりませんが、今湯本にはですね、もともと上湯本の公衆トイレ、河川公園の公衆トイレという

音信川の南北に2か所ございました。それが、今までの駐車場がない時代、竹林の階段がない時代は、それでよかったと思います。入口であり、出口であるところ、ところが、今回、このようなまちづくり計画の中で、はじめてど真ん中に駐車場ができ、そしてそこから竹林の階段で降りて中心部に行く動線ができました。その結果、何が起こったかと申しますと、当然、観光客の動線が大いに変わって参りました。そうした中であって、今までの既存のトイレ2か所で大丈夫なのか。これは住民の方々からも、何とか真ん中へというご意見も出て参りました。それをやはり行政として考えた場合、いろんなデータ、もちろんお声はもちろん聞いております。夜中に借りにやってきたとか、それはもう当然憂慮すべき事態でございます。そうした中であって、公として3つ目に当たるであろう公衆トイレを作るかどうか、これにはやはり、この長門を代表する湯本温泉の玄関口、顔でもございますので、ここは慎重に合意形成を得ながら計画を進めていくべきではないかということで、今回の提案に至ったところでございますので、その点は何卒ご理解をいただきたいと存じます。その結果、例えば、この既存の2か所を1つに、これはたとえですけれども、1つ無くして真ん中にもう1個作って2個にするとか、いやいや、それじゃ駄目だ、プラス1で3にするとかという判断は、今から市としてやっていかなきゃいけない、こういった基本計画をもとに確立していかなきゃいけない、決断していかなきゃいけないというふうに考えているところでございます。

林委員 先の9月定例会の一般質問、綾城美佳議員の一般質問の中で市長は本会議場で、トイレは必要ではないかと思う旨の発言をしている。さっきや記者会見はともかく。副市長と市長というのは、ある意味一蓮托生だから。だから私は聞いてるんですよ。あなたは、市長と同じように、市長はそう思ってもあなたがそれは違うって思ってるのか、やっぱりここは市政の中でナンバー1とナンバー2の認識が不一致だとますます混乱しますよね。9月定例会の江原市長の答弁を踏まえて、あなたはどう思っているのか。あなたも江原市長と同じような考えじゃないのかって聞いているわけです。

大谷副市長 9月議会で綾城議員のご質問にお答えした市長のお答え「必要だと思っている」、この件については私も異存はございません。しかし、これを前に進めるのであれば、当然、すでに基本設計なり実施設計に入って、今回ご提案差し上げていたところだとは思いますが。ただ、検討会なり、8月以来、いろんなやりとりがございました。そういった中で、地元の合意形成をやっぴり前置しなければいけないんじゃないかということで、今回の基本計画ご提案に至ったこと、この点のご理解いただきたいと存じます。

林委員 私、これで終わりにしますが、副市長も市長と同じような認識を、今これオフィシャルの中で示されました。ただしって言いましたけどね。私は

さっき午前中の議論で、このトイレを作ることによって誰が不利益を被るのかっていうことに明確にお答えがありませんでしたね。経済観光部は。だから行政が、それこそ行政主導で積極的に進めていく、もちろん法律や条例に基づかない検討会なるものまで作ってですね、意見集約の場もあるわけだから、そこで行政が旗を振ってやったら終わるはずの話なんですよ。いちいちデータに基づいてとか、それはまた別の話だよね。トータルのグランドデザインを作るときはまた議論すればいい、別のところで。ただトイレの有無がこの話の核心的な内容だとするとね、やっぱり市長、副市長もそういう認識であれば、行政主導のもとで、積極的に新設のトイレの設置に向けて対応するような措置をとらなきゃいけないと思っております。どうでしょうか

大谷副市長 委員ご指摘の点はもっともでございます。まず、行政としてしかるべき時期にしかるべき対応をするのはもう当然でございます。それから、スピード感を持って時機を失することなく判断しなきゃいけない。この点についてはもうおっしゃるとおりでございますので、この点、今後とも引き続き肝に銘じて参りたいというふうに考えております。

吉津委員長 ほかが質疑はございませんか。

重村委員 ごめんなさい。副市長、先ほどね、基金について、後でご返事いただいてもいいですよって言ったんで。基金 150 万円が一般財源。基金は、今回合致してるじゃないですかと。今年度末は二千ウン十万円あるんですよ、ある予定になってるんですよ、これの結論について。

大谷副市長 極めて条文的なお話をして申し訳ございませんけれども、今回の評価委員会におけるその用途、これについては、いわば長門湯本温泉の景観形成に資する施設の整備ないしは維持管理、そういったものに使うというふうに私どもは考えておまして、今回は先ほど申し上げたように、周辺環境施設の整備という認識で、今回、一般財源として、財源を手当させていただいたところでございます。

田村委員 ただいま景観形成に資するというふうにおっしゃっております。トイレにつきましても景観形成に資する施設ではない、周辺施設整備に当たるものだというふうなご見解でしょうか。もしそれであれば、評価委員会であるとか、エリアマネジメントであるとかも関係なくですね、行政の専決で事業を行えるということになるんじゃないでしょうか。

大谷副市長 ご指摘のとおりでございます。先ほど、林委員のご質問にありましたように、市内にある観光施設におけるトイレ、どれもすべて市が音頭を取って造ってきたものばかりでございます。ただし、今回の件に関しては、先ほどから縷々申し上げているように、地元の合意形成、こういったものをですね、何とかこれは前置しなきゃいけないということでの苦渋の判断だということ

ご理解をいただきたいと存じます。

吉津委員長 ほかが質疑はございませんか。

林委員 委員長、動議。これまで、これまで午前中、午後そして政策的大綱的で質疑を副市長に求めて参りましたが、先ほどの記者会見の内容も含めてですね、市長にやっぱり真意というのを質したい。どうしても経済観光部、それから副市長の答弁もやはり、最終的な意思形成の政治判断をやっていくのは市長なので、この委員会において市長の出席を求める動議を提出いたします。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

吉津委員長 ただ今、林委員から議案第 1 号の審査において、江原市長に対し委員会への出席を求める動議が出されました。お諮りします。本動議のとおり、市長に対して委員会への出席を求めることに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、市長に対して委員会への出席を求める動議は可決されました。それでは、ここで市長に出席を求めることとしますので、この際、暫時休憩いたします。再開は、14 時 00 分からとします。

— 休憩 13 : 50 —

— 再開 14 : 00 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。それでは、ご質疑はございませんか。

林委員 江原市長には大変お忙しい中、委員会に出席していただきましてありがとうございます。この出席要請はですね、私の動議によってほぼ全員の委員の皆さんのご賛同で、やっぱり市長の真意というのをお聞きしたいという思いは、市長の出席に繋がったという。それで単刀直入にお伺いしますけど市長、このトイレ問題っていうのは議会論戦を振り返ってみますとね、令和元年の 3 月定例会で、当時、大西倉雄市長でしたけれども、田村哲郎議員がですね、最初に、この問題を取り上げています。昨年の 12 月定例会でも同じく田村哲郎議員が取り上げています。従ってこれも政策としてね、やはり議会としてもやっぱり一個人の意見ではなくて、やっぱり、一般質問の政策過程ということについてはね、やっぱり考えなきゃいけないということで、今回、いろいろ、各委員さんもこの問題について見識、認識深められたと思います。市長に、本当に私この地域で、エリマネ等地元の住民の方が、いろいろトイレ問題をめぐって、第三者から見るとちょっと対立してるような。議論の対立というのは発展の原動力だからそれ自体私は否定しませんけどね、やっぱりこの混乱の要因を作ったのは、私はあなたのリーダーシップの欠落によるものじゃないかなって

思ってるんです。あなた自身が、さっき記者会見のお話もこの委員会の中で出ましたが、個人的にというよりも、あなたはここのトップなんだから、市政運営を担う立場として、公衆衛生上の観点や観光客目線、それから地元住民の意向を踏まえてトイレが必要なんだという決断をあなたご自身がすれば、こんなにね、地域も我々も振り回されることはなかったと思うんですよ。どうですか。

江原市長 はい、お答えします。今、林委員がおっしゃったように、このトイレの問題っていうのは、一般質問でも田村議員、また綾城議員等も含めてありまして、そのたびに個人的には必要だと思っているという話をしてきたところでございます。それで、それが政策になっていないというところが問題だというお話がございます。本当に、この湯本っていうのは、今どういう運営がされているかという、皆さんご存知のとおりです。先ほどあった。入湯税 150 円をもとにですね、長門湯本温泉まち株式会社という会社にイベントとか運営、そういったものを担う役割をしてもらっておりまして、それをもとに地元の方々と連携して、湯本を人気ランキングベストテン 10 に導くということで運営していただいているというところでございます。そういう中で、私が何を一番大事にしなきゃいけないかという、やはり、この地元、そして、まち株、そして行政、これが一致団結して同じ方向を向いて湯本を良くしていかないといけないというふうに思っているところでございます。ですから、ここはその一翼を担っていらっしゃる、まち株にもトイレが必要だと。そしてトイレをどうすればいいかということをしっかり考えていただいて、そして合意形成をするために今回の予算を計上しているというところを先ほどから堀部長、そして副市長が言われているところでございますので、そこはご理解いただきたいというふうに思っているところでございます。これは私どもが、もう強制的に行政として作るぞと、そして作らないぞという判断をして押し付けるということではなくて、やはり地元、そしてまち株、行政、これの合意がそのことを進めるといのはこれ将来にわたってこの湯本を長く発展させていくと。この今のでき上がったスキーム自体は本当に良いスキームだと思って、それが今機能してるか機能してないかというところが問題で、そのスキーム自体はもう、いろんな方が評価されて大変新しい経営形態、温泉街の経営形態だということで評価されているわけです。これをやっぱりきちんと運営していく形に持っていくということが大事なんで、今回のトイレ問題もそうなんですけれども、やっぱ 3 者が合意をして進めていくというのが、私は非常に大事だろうということで、確かに時間かかっているように見えるかもしれませんが、今回のこの予算で何とか方向性を、さっきも言いましたように 3 月末ぐらいまでには、私記者会見で申しましたけれども、方向性を出していきたいというふうに思っているところ

ろです。

林委員 結局、合意形成を一番実は遮っているというのは行政のどっちつかずの姿勢だと私は思ってるんです。業者が造るって言ったら、まち株はそんな権限あるんですか。行政がやることについて、これはいけないよとか、あれは民間だから極端に言って。もっと言うんですけどね。矛盾はしないんですよ、さっきも言ったように誰も、トイレが新設されることによって不利益を被るって客観的な事実は出せなかった。で、私は合意形成というか、3月末までに、この策定計画の結論が一定出ます。私がこれを非常に懸念しているのは、この結果でね、造らない、つまり、午前中の説明にありましたように、店舗のトイレの貸し出しの強化であるとか、トイレのあり方も含めて、どうなるかわからない。造るのか造らないのかわからないっていう結論になる可能性が結果として、アンケートとかいろいろ意向調査やった結果、地元から要望の出ている新設のトイレは造りませんという結果が出る可能性があるから。行政としてはやはりそこはもう検討会の行政主導、今回のトイレも行政主導で、行政としては、市長から個人的な意見ではなくて、市長として、やっぱりトイレ必要なんだということを明確に打ち出すことが一定の方向性をつける議論の呼び水にはなると。本当にどういったトイレが必要なんだ、場所はどこかって議論の活性化にもなるし、行政はあんたらにお任せしますからっていう立ち位置じゃなくて、今までそんな計画するといって行政目的に即して予算は作るんです。その予算に基づいて、行政効果や政策効果が本当に重要なものかどうかという判定するから予算措置をされるわけですよ、トップとして。だからどっかに自分たちはこうしたいんだっていう思いが、予算の中にないと。ねえ、他人任せの予算措置っていうのは、全く主張もなければお任せ主義で、これはよくないんじゃないかと私は思うんですけどね。ただ市長は個人的な意見であってあのトイレは必要だと思ってるわけでしょ、あなた自身は。思っていないんですか、思ってるでしょ。そうですね。それを言えばいいんだよ。私はトイレが必要だと思ってる。だけど、その思いを確信に変えるためにこういう調査が必要なんだって言えば話は終わるんですよ。どうですか。

江原市長 もう本当に委員の方々が午前中から深い議論をされている、ご質問されてこちらが答えているということで、本当に私も下で聞いておまして、本当にその通りだなという意見もございますし、こちらの意見も、これまで積み上げてきた議論でございますし、ぜひですね、皆様には、今回あるべき結論を導き出すための調査だということをご理解いただければというふうに。ここは正式な委員会場でございますので、議案提案者といたしましては、そういう形での答弁になろうかというふうに思います。

林委員 予算の提案権は専管事項、だからいろんな費目があっても最終的な提

出者はあなたで、あなたが最終的な責任を負わなきゃいけない。その最終的な責任を予算提案者のあなたがね、このトイレの設置の有無について、どういう政治的な立ち位置なのかというのをはっきりしてくださいと言っているわけですよ。だから、それでもあれですか、9月定例会で発言したのは、あれも個人的な見解だったんですか、オフィシャルな本会議の議場で一般質問に答えて必要だと思うっていうの、そうじゃないでしょ。市長としてお答えになってるわけですね当然。だから、市長は、湯本の今の現状を鑑みて地元の要望を踏まえて、これまでの一般質問での議会論戦も踏まえて、予算提言者の市長として湯本の中心部のあたりに新設のトイレは必要だと思ってるのか、思っていないのかははっきりしてくださいって言うてるわけ。

江原市長 何度も申し上げますけれども、私は必要だと思っておりますけれども、あくまで今回のこの湯本のトイレについては、やはり地元、そしてまち株、そして行政の合意のもとで、ぜひ進めていきたいというふうに思っているということなんで、今回のこの計画案については、ぜひ、その基となるデータをきちんと作るための予算としてお認めいただければというふうに。

林委員 もう他の方もいらっしゃいますので。あのね市長。あなたは今、この公式の場の委員会で必要だと思ってる、トイレの設置については。明言しました。で、まち株、そして地元、そして行政、この3者が本当に力を合わせて、湯本のまちづくりを進めていくってのは私も大賛成。応援する立場です私自身も。湯本についてはいろいろ議論をこれまでさせていただいたにね、でも、その一番の障害になっているのは行政の立ち位置がはっきりしていないから。ふらふらしているからどっちつかず、結局あなた方任せみたいになっているから行政が、逆に、私は必要だと思っているので、まち株の皆さんに説得にかかる。もしまち株が駄目だって言ったら。それが行政ですよ、それが市長ですよ。まち株の皆さんがいろいろ言うと、いや、行政としてはね、公衆衛生上の観点から、或いは観光客の目線から、或いは地元住民の皆さんの意向からトイレを作りたいんだと、協力してくださいと。地元もそう言っているわけだから、それを言うのが市長あなたじゃないですか。（「そうだ」の声あり）

江原市長 言われることはもうそのとおりだと思っておりますので、ご意見を肝に銘じてしっかりとやっていきたいというふうに思います。

重村委員 それじゃあもう市長、長くはね。というのが、副市長にもずいぶん見解を質しましたから。先ほどね、市長も多分市長室で聞かれていたと思うんですよ、今日の委員会を午前中からずっと。副市長にも聞いた案件で、副市長は新設のトイレをつけるか、設備を設けるか、作らないのかの決断は当然行政が判断するべきですと。間違いないですよ、副市長。行政が最終判断をしないといけないと。それが行政の役割だということを言われましたよ。私は、こ

こまできて、というのがね、要望書が出てからもう 4 か月ですよ。だけどその前にタウンミーティングはあったはずですよ。その前に湯本の自治会の方はいろんな協議会の中で、このトイレをどうにか皆さんしましょうよというのを話したけど、どうしても懸案事項で前に進まないから湯本の自治会の方は要望書を提出されたと思いますよ。それで、この案件は議会にも私たちの気持ちをお伝えしたいということで、数日遅れて議長のもとに同じ要望書が届きました。残念なのは、まち株会社とオソト活用協議会は、残念ながら市長のところには出されたでしょうけど議会には届いておりません。で、私は担当課に、今日の議論の中で地元住民の要望書の意向、そしてまち株会社の要望というか、要望書も見たいと、私はそういう公平な立場で今日の予算委員会に臨みたいと申し上げましたけど、担当課は、これはやはりオソト活用協議会とまち株が出した要望書というのは市長宛に出たものだからコピーをお渡しすることはできません。だから結局、残念ながら私はまち株会社とオソト活用協議会が出した要望書というのは字句までずっと読むことはできなかった。だけど、どうも周りからいろいろ情報を聞くと、設置に反対しているわけではないと。まだまだこれから深い議論を経て最終結論を出していけないといけないんじゃないか、時期尚早だと。自治会が出した要望書というのは時期が早いというような内容だったというふうに聞いていますよ。市長ね、先ほど言いましたけど、提案説明を読み上げましたよ。皆さんの前で読み上げましたよ。そこには僕は、あなたの言う「市民のいのちと生活を守る」という視点が抜け落ちているから、観光地としての湯本温泉、まち株会社の言う湯本温泉の目線でしか提案説明の中に書き込んでないなあって私は思ったんですよ。で、決断の時期はね、私はもう実はどうの昔に過ぎていると思っている。スピード感のある行政運営をする、市民の声に耳を傾ける、市民のいのちと生活を守る、そんな観点からしたらね、市民のその要望書というのは慎重に受けとめて、あなたの本当に政治家としての目で、もう決断しないとイケない。それを、計画書を作る中で、何か答えが出てきたらそれに従おう、計画書に頼ろう、作ることに。それはね、私は政治家として本当に失格だと思いますよ。市長、見解を。もうこれしか聞きませんから。

江原市長 まずですね、最初の記者会見のときの私の発言書に、地元の意向が入っていなかったという話ですけども、あれは地元の方々も、私たちは困っている、観光トイレを造ってくれということなので。なぜ観光トイレが必要かという、観光客が困っているから、そういった個人の家にお願ひに行くわけですから、あくまでもトイレを造ってくれば自分たちのところに来ないからトイレを造ってくれと。（「その生活を守るんだよ、個人個人の」と呼ぶ者あり）ですから、観光客のためにもトイレを造れば、裏を返せばそこを守ることにな

るわけです。そういうことでああいう発言になっているわけです。それで、今回も計画書を作る中で、何か答えが出てくるんじゃないかみたいな、他人任せという話が今ございましたけれども、私どもとしましては、きちんと数字を基にトイレを造る形にできればいいなと。本当にこれ難しいんですよ。皆さん簡単に行政がトイレを造ろうって言えばそれで終わるかっていうと、これがまた分断をもたらすんじゃないかと思うわけです。なぜかという、皆さん考えてくださいね、今は地元紙と山口新聞さんがこのトイレ問題について触れています。せっかく長門湯本温泉をしっかりと今やっていると発信をしている中で、またこれが割れているように思われる。いろんな全国紙とかが発信しだすと。ですから、ここは市の中でしっかりと議論を進めた中で合意形成を図っていかないといけないと私は思っている。笑っていますけど、これ本当に大きな問題なんですよこれ。（「委員長」と呼ぶ者あり）いや、まだまだ。これ本当に大きな問題で、しっかりとやっていると見て、お客さんもたくさん来てくれているわけですよ、今。その中で、全国紙も書きたいっていう人もいらっしゃるわけですよ。だけど、そこはしっかりと今止めてもらってるわけなんですよ。まあ様子見をしてくれているかもしれない、よく分からない。だけど載っていない。だけど、これが間違いなく、これが本当に決裂して行政から爆発することはないんですよ、向こうが納得しないままトイレを造る、押し付ける。（「押し付ける」と呼ぶ者あり）いやいや、押しつけることになるんです。向こうの取り方ですから。そういったところをしっかりと議論、多少時間がかかっても議論してきちんと進めていくと。これが必要なんじゃないかなと。この件についてはね。だから例えばどこか観光地にトイレを造ると、他のところにトイレを造るとかいうのとはちょっとこれは違うということを理解していただきたい。

重村委員 なにか違うところまで飛び火してね、市長の思いを聞かせてもらいましたけど。林委員も言いましたよね。だって、まち株会社から出た要望書を僕は目にしていないですよ。手に入れようと思っても入らないんだから。だから、今ここで言っておきたいのは、まち株もオソト活用協議会も、本当に自分たちの思いを届けたいなら、ぜひ議会にも出して欲しかったですよね。これはもう、外野の話として伝えておきます。だけど、まち株会社の僕は思いについては聞いているのはね、設置に反対と言っているわけじゃない。今から十分な議論をして積み重ねが足りていないんだというふうに。だから湯本区の自治会から出された設置して欲しいという要望書は早すぎるんだという内容でしょ。私が漏れ伝わって聞いているのは違うのか。市長は要望書 2 つとも受けているんだから分かるでしょ。

江原市長 ですから、9月に綾城議員から一般質問があったときにもトイレの話が出たときに、私はまち株からの話についても決して反対している話じゃない

よというのは答弁のときにも、私は要望書を見てそういうふうを書いてあったのでそういうふうで発言しているわけです。これは皆さんもお聞き及びだと思っ
うんですね。それで、何回か議論を重ね、そして今回の中で、トイレだけじゃ
なくて周辺環境、また、大寧寺への遊歩道も「なぜ人が歩かないんだろう」と
か、せっかく作ったのがあれなんですけど、そういったこともいろいろ出てき
ているわけです。そういったことも含めて今回は計画に落とし込んで作ってい
こうという話をしているわけですね。ですから、トイレもそうなんですけど、
そういったところも含めて今回の基本計画には入っているというところでござ
いますし、最終的には、そういったように反対じゃないですよと言っていらっ
しゃるんだけど、まだ議論が足りないということで皆さんが言っている、
すぐトイレ造ったらどうだということはちょっと、まだまだ。じゃあ、いつに
なったら議論が終わるのかも見通せない中で議論をしているわけなんですけれ
ども、しっかりとその中では議論をしていきたいと思います。だからその一つ
の材料としての基本計画と。

重村委員 市長ね、今のお話を聞いていると、午前中の委員会でね、肝はトイレ
を造るか造らないかが肝。350万円の計画書を策定するときに、肝はトイレを
設置するかしないか、それに付随して350万円もかかるんだから。アンケート
取るんだから、それじゃあ大寧寺でのその道はどうですかということも含めて
聞きたいというだけのことで、これね、手足みたいなもんですよ。肝はトイレ
を設置するかしないかだから。午前中はその議論は執行部の答弁で明らかにな
っているんだから。ただ、このトイレの問題がなかったらこんな計画書の予算
が上がってきていないでしょ。

江原市長 ですから今回、何度も言うようですけども、今回そういった計画
で、しっかりと数字をもって議論に、はっきり言って方向性をつけたいわ
けです。

重村委員 だからね、今の湯本温泉のスキームというのはそのためにまち株—
—だから町の生活する人たちと湯本温泉街の活性化は一緒にやっていかないと
いけないということでスタートしてオソト活用協議会、地域づくりの会もある、
まち株もある。それをね、悪い言い方したらですよ、そのあたりがうまいこと
いってないから350万円かけて、湯本温泉の接着剤で一つにして欲しい、予算
をつけるという言い方とか何ら変わりませんよ、はっきり言ったら。今の市長
の言い方だったら。本当にトイレと、その散策道であるとか、そういう計画を、
そこに問題があって計画書を作るんじゃなくて、なんか湯本をもう一つ、もう1
回まとめたから、協議の場をつくってまとめていくの、その350万円、500
万円だけど。予算だっけ言っているようなもんですよ。僕はそんな予算、僕は
認めませんよ。はっきり言ったら。俵山でなにか紛争が起きた、接着剤代わり

にちょっと計画書を作るということで俵山を 1 つにしたいから予算を認めてくれって言ったら僕は、「そんなこと言っていませんよ」と呼ぶ者あり）いや、そういうふうに聞こえるって。僕はそういうふうに聞こえますよ。1 つになってないから、いや、うまいことやるためにはそれが必要なんですよ。早い話湯本をもう 1 回 1 つの喚起にあげて、そして地域住民を巻き込んだ同意を取らないとやっていけないんですよ。割れちゃうんですよ。僕はそんな予算は認められない。何か見解があったら。これで最後にします。

江原市長 いろいろな見解はあるかと思いますが、午前中からお話されていた議論というのは私も聞いておりまして、それは皆さんがお話しされている内容、またこちらの答弁、両方ともしっかりした議論ができているというふうには私も思っているところです。そして先ほど申しましたように、私としてはトイレは造りたいと。ただ、これを、まちづくり会社のほうに・・・（「なしてそこまで気を遣うの」と発言する者あり）いや、だから、皆さんはただのトイレだと思ってるかもしれないけれども、これは本当に、肝なんですよ。今回のこの議論っていうのが、この場っていうのが。本当に地元、まち株、そして行政、これが、ぜひ一体となって進められるかどうかの肝なんです、今回。ですから時間をかけて、しっかりとやっているということなんです。

重廣委員 市長にここに来ていただきまして、市長の気持ち、市長は今造りたい方向で進み、やりたいということを今言われてましたけど、おそらく 2 年前ぐらいからそのように思われていたんじゃないかと私は勝手に想像させていただいております。ただですね、本日は予算決算という場でございますので、この 350 万円、トータル 500 万円であるんですが、500 万円の金額について、みんなが認めるか認めないかという話なんですよ。私はそれまでに検討委員会というのを、10 月 26 日と 11 月 11 日、先ほど説明がありました。そして、12 月 3 日ですか。とにかく話し合いを持つ。それは、反対派、賛成派をまとめたいというお気持ちのようでございますが、あの検討会というのは確かこの市役所の庁舎で 3 回ともされておられるんじゃないかと、観光政策課の課長が司会として進められたんじゃないかなと、ちょっと私は思ってるんですけど。それに市長が公務等もありましたけど、出席しようという気はあったんですか。市長はおそらく出席されてないと思うんですけど、もうすでに今建てるべきか、やめるべきかという話を、この庁舎でされているんですよ。市長も公務でいなかったとか、いや 1 日はおられたんじゃないかという話を聞いてるんですけど、そういうことをやってですね、会議に自ら参加して行ったら、この 350 万円というのは必要ないんじゃないかと。そういうふうには私は勿体ないことはやめていただきたいというふうな気持ちが強いんですが、そのことについて参加されていないのなら、参加する機会がなかったのか。チャンス、時間はあった

けど意識して参加されなかったのか、そのあたりの見解と、これがちょっと勿体ないということは、市長はどのように思っておられるのか聞きたいと思います。

江原市長 3回ありましたけれども、それでその会議の当初に私が参加したいという話を、当初したんですけれども、やはりあの場に市長がいるべきではないだろうという話もありまして、最終的に私が出席は3回ともしていないということでございます。

綾城委員 市長に1点確認です。このしっかり議論して行って、これも肝だと。この議論を重ねていくことによって合意が取れて、一つになっていけるんだというようなところで、この予算を出したということだと思えるんですけれども、私は地元ですけれども、見ていて率直に、協議を重ねれば重ねるほど仲が悪くなっている、正直言って。（「そうですね。おっしゃるとおり」と発言する者あり）重ねれば重ねるほど関係が悪化しているように私は感じています。地元自治会は基本的にはトイレの話をしたくないと。最後はやっぱ行政、もう要望書を出したということは、市のほうでその賛否は判断していただきたいというところが基本的な姿勢だと思っています。そこは、行政さんとの協議の中でどういう話になっていて、この3回目の検討会になっているかはわかりませんが、基本的にこれ以上、先方の今の要望書を出された側と話を進めていっても関係がこじれていくだけで、お互いが下手をすると罵り合うような関係になってしまうのではないかと。そういうことも避けたいので基本的にはトイレは行政のほうで判断していただきたいというのを再三言っているというふうな、私はイメージがあります。それがどういう指示がなされて、3回目の検討会に行ったのかわかりませんが、そのあたりのところを市長はどういうふうに思われていますか。

江原市長 地元の方々からの話というのは、私どもも当然、地元の方々ともお会いしてお話をしておりますし、この間もまち株の方ともお会いして、いろんな話はしているところでございます。そういう中で、しっかりとこういった協議会の場で議論をすべきじゃないかというふうには思っているところでございます。議論をするほど仲が悪くなるというのは、どうかなって私は思っているところでございます。綾城委員も地元の議員でいらっしゃるんで当然両方とも知った方だと思いますので、両方のご意見も伺ってらっしゃると思うんで、しっかりと今のお話、感じ方だというふうにお伺いしてるんですけれども、私どもからするとしっかりと議論していくべきじゃないかなというふうに思っております。

田村委員 先ほどのお答えの中で、積み重ねた議論という言葉をお使いになりました。積み重ねた議論というのは、ここで今日したこと積み重ねのことで

はないですよね。時系列で、平成 28 年に湯本温泉観光まちづくり計画を作ってから、これまでの間に重ねられてきた議論という意味合いで言われたとこちらは認識をしておりますが、何か違うかもしれませんね。一応、そこを確認させてください。

江原市長 私がこの湯本のトイレ問題を、話は聞いていますが深く認識して、もうトイレを何とかしなきゃいけないと思ったのが、今年の協働ミーティングで、ほとんどの方々がトイレ問題について何とかしてくれという発言があつてから、もう本当に真剣に、それまでも話は聞いておりましたけれども、本当に何とかしなきゃいけないというふうに思ったのは、そこが発着点です。

田村委員 はい、わかりました。そうですか。1 年ぐらいのことだと。先ほども副市長にお伺いしたんですけれども、このトイレ——トイレ問題という言葉を使いやすくなったのは非常に、問題を明らかにしていいなと思うんですけど、このトイレについてですけれども、景観形成に資するものではないということですから行政が主導してやるということなんですけど、本来であれば景観協定のエリア内にありますので、エリアマネジメント側が何かこう答えを導いてくれるといいなあとというふうに個人的には思っております。ですが、景観形成に資する施設の建設計画ではないということでしたら行政が主導して、もちろん地元自治会の皆さんのご意見も要望も入っていますので、でも建設をするということで進められても、これは特にクレームもない——クレームと言うか、何かまち株側なり、評価委員会側なりから、違うじゃないかというような文句が出るということはないというふうに思っておりますかね。（「もう 1 回、すみません」と発言する者あり）みらい振興基金がありますよね。これは景観形成に資する事業に対して使われる基金であります。その基金を使って設置をされておりますからエリアマネジメント会社であり、基金の使い道を評価するのが、みらい振興評価委員会ですよね。先ほど言われたとおり、トイレについても、それからバス停の屋根についても、あと何か言われましたね。何かいろいろ言われてましたけど、景観形成に資する施設ではないと。今回は周辺環境ということですから、みらい振興基金と全く関係ない、まちづくり会社とも、評価委員会とも切り離された事業じゃないかと思うんですけども、これを行政が主導で進めるということに何か問題があるんですか。

江原市長 行政が主導で進めることに対して、異論が出るか出ないかっていう話ですよね。やはりですね、湯本温泉で市の行政の事業をやるにあたって、やはり地元、そして、やはりまち株のやっぱりある程度の合意が必要だというふうに思います。

田村委員 そういうお答えを先ほどからずっとされてますので、別に違和感はないんですけれども。一つ確認をさせていただくのがですね——すみません、

ちょっと忘れました。

岩藤委員 さっき笑ってからと言われたんですけど、なんかすごく今、重村委員、林委員も言われるように、何か自分が決断をしない、誰かの意見を聞いてそれから決めるっていう、何かこういうような方向性が見えて私はならないんですけど。実際にですね、もう観光地でありながら、男性はちょっと立小便をしたりとか、そういうふうな光景を見られる方がいらっしゃるんですよ。それとあと竹の坂っていうか、今度ライトアップがされるその周辺に住んでおられる住民の方も、笹の葉がもう家の周りに入ってきたりして、そういうのが困るっていう声も聞いてます。やはりそういうものを含めて住民としっかり協議して、トイレを造っても、こういうことで市民協働と言うか、市はこういうふうな補助をしますから美化形成に努めてくださいっていうことをですね、前向きな意見の形成にこの 500 万円が使われていくのかなって思ったんですけど、それをまた今から何かこう話を、基本計画を作っていくっていうところで、何か後ずさりと言いますか、後向きなような気がしてならないんですよ。だからそういうふうな観光地として、やはりトイレは必要なんだという市長のリーダーシップを持ってですね、この計画をしっかり進めていっていただきたいなというふうに私は思っております。再度ちょっと市長のお考えをお聞きしたいと思います。

江原市長 先ほどから何度も申しておりますように、皆さんの答弁に答えたようにトイレは必要だと思っておりますので、それに向けて合意が得られるように、しっかりと協議していききたいというところでございます。それに向けてこの予算は、きちんとその他周辺の施設も含めて計画を作っていくということでございます。そこでしっかりとやっていきますので、はい。

岩藤委員 この 500 万円というのは結構大金だと思うんです。主婦感覚としたら、この市税の少ない中で、これを生み出すためにどこかを削るとか、予算を。もし、そういうふうなことをされていたら私はものすごい憤りを感じます。私は本当にどっちかっていうとトイレを造るということで、市長のすごい強いリーダーシップを見せていただきたいなと思います。それと川床のほうの、県のほうのトイレもですね、あそこは行く気になりません。やはり市も、そこをしっかりと見据えて、観光地イコール綺麗なトイレというところの認識を持って行政運営に関わっていただきたいなと思います。

江原市長 すみません。川床っていうのは、どっちですか。（「足湯でした」と発言する者あり）足湯のほう。あちらについては今回の県への要望にもきちんと上げて、県のほうにきちんと足湯も含めて改修していただけるよう要望を上げておりまして、しっかりと議論をしているところでございます。もう、本当に湯本を私どもも大事だと思っておりますので、しっかりとやっていきたいと

思っております。ただ先ほども言いましたように、本当にここはまち株、地元、行政、一つ欠けても、せっかくこの立派にできたスキームを維持して、きちんと機能させていくっていうのが、私はベストテンに入る肝だと思っているんで、そこをしっかりとやっていきたいというふうに思います。

田中委員 午前中から皆様お疲れ様です。いろんな議論を聞いておりましていろいろ考えておりますが、一つどうしても腑に落ちないことがあります。今までのお話、今日に至るまでの話をいろいろ聞きまして、実はトイレを造ることにすごく反対している方はいらっしゃらないと受けとめています。では何でできていないのかなっていうことで、若干意見の相違とか場所とか、いろんな細かい作業があるのかもしれないんですが、実は私の認識が間違っていたら申し訳ありません。こういうことを取りまとめるためにまち株っていうのがあったんじゃないんでしょうか。湯本が——これは市長に答えていただくことかよくわからなくて申し訳ありません。こういうトイレだったりとか、先ほどちょっと出てきて、こちらに人が行かないのは何故かなとか、いろいろなことを率先して地元の方と話し合ってやっていただくためにまち株があるのかなと思ってたんですが、これは私の見識が間違いでしょうか。

江原市長 まち株の設立時に、やっぱり地元としっかりと連携をとって湯本温泉を運営していくというのがありますので、今言われたとおりだと思いますが、今回の件については、すぐにトイレを造ってくれという湯本自治会側に対してもっと議論が必要で、もっと細かい議論をしっかりと積み重ねてから結論を出しましょうというまち株との間で分かれているという、意見が食い違っているというような状況でありますので、当事者にはなっているというところでございますので、そういったところです。

田中委員 これは、市が今回の予算を立てて話を取りまとめないと、まち株は市民、地元の方々と議論を重ねたいということでしたら重ねていただければいいと思うんです。まち株がアンケートをとって、民間ってそういうもんだと思うので、自分の事業がうまくいくために自らアンケートを取ったり、中立な立場で全体を見回したりっていうことが民間の仕事だと思っているんですが、まち株さんが地元の方の意見を取りまとめて、それを行政に上げていくっていうシステムが機能していないというふうに受け取ってよろしいんでしょうか。

江原市長 はい、お答えしたいと思います。皆さんがご存知のように、まち株はいろんなイベントを開いたり、いろいろな情報発信をして活性化には非常に——私も綾城議員の答弁で、9月の答弁で話したように、非常に頑張っていたと思うんですけれども、一つその地元との連携というところで非常に今皆さんが必要だと思っているとおり、トイレについて意見が食い違っているというところでございますので、そこはしっかりと3者が合意できるように、

しっかりと話をしないとイケないんだと。ただ、今言われたようにスピード感を持ってというところがありますので、私どもとしては、3月までには方針を出したいと。方針を出したいっていうより、造れる方向で検討していききたいかなというふうに思いますけれども、そこはしっかりと検討していききたいと。

田中委員 わかりました。最後に一つだけ。以前ですね、星野さんたちが入ってました何て言うんですか、みらい評価協議会のオンラインの会議の中で、星野さんが言われてた一言が私はその時からちょっと引っかかかっていて、引っかかっていたというのか、そうかなとも思ったんですが、多分これから地元の方と、それから観光客、それからビジネス、いろんな意味で、どこの意見を優先していくのか、非常に難しい問題が出てくると思うっていうような趣旨のことをおっしゃっていたと記憶しています。やっぱりお仕事、ビジネスですし民間ですから地元の方の言うことを優先的に聞いていくというスタンスではないのは当然なのかもしれないんですが、その辺はやっぱり行政は、やっぱり地元の方、市民のいのちを守る、健康を守るっていう立ち位置と、これは水と油的なところが出てきて、なかなかまとまるものもまとまらないのかなっていう感想を私は持っています。今回はトイレの件なんですけれども、今後もそのいろんな細かいことで、オソト協議会とかまち株さんとか自治会さんっていうのが揉めていけないためにも、市長は今ここできっちりとやっていきたいと思ってるのかなと思うんですが、私はこれ今、質問ではないですね。私もトイレを造っていただきたいと思います。行政の方にもしっかり指導、旗を振っていただいてやっていただきたいと思います。答弁は結構です。すみません。気持ちを言いたかったので伝えました。

田村委員 田中委員の答弁で造る方向で検討したいというふうにおっしゃっていただきまして、そうかと思ったわけなんですけれども、観光客にとってあるべきものがないという状態に今なっております。そういった状況を打開しなきゃいけないということ、まずちょっと、これにこだわるんですけれども、積み重ねた議論という中で、行政としては筋というものが非常に大事だと思います。事業を進める上の筋として、検討会であり、それから評価委員会であり、こういった今回の議会に、こういう予算を上程をして計画を策定したいというふうにご報告なさっていらっしゃいますよね。

江原市長 議会にこの案件を上げるという話を評価委員会等に報告してるかっていうことですか。先般の評価委員会で、こういった予算を上げていると話しております。

田村委員 そのお約束とまではいかないでしょうけれども、その検討会なり評価委員会なりでご報告なさった、その方針というものが、地元、ここに対しての今の行政のあり方というところで何か現状を打開するきっかけになるという

ふうにしてなされていらっしゃるわけですね。

江原市長 はい。そう思って出しているというところです。

上田委員 いや、意見が平行線なので具体的な話をちょっと尋ねてみたいと思います。この 500 万円が、もちろん、議会の承認いただけるということで 3 月末という話が出たと思うんですけれども、仮に、皆さんがノーって言った場合、3 月末には答えが出ないということですか。よろしくお願いします。

江原市長 はい。3 月末に出るかどうかっていうのはこれからも議論をしていく話ですので、しっかりと 3 月末に向けて、これはなくても議論していくのはもう当然のことです。この計画が本当にトイレも含めた周りの環境計画というのは、造ったほうがいいんじゃないかという議論は当然 2 回目の協議会の時に出ておったので今回予算化しております。はい。ですからこれを基に、また深い議論をしたいと思っているところではございます。

上田委員 何か裏付けなり、バックボーンみたいなものが欲しくてしょうがないっていう気持ちに聞こえちゃうんですね。例えば、あるコンサルさんが、いやぜひやっぱりあったほうがいいですねっていう答申を出してきたら、よし行こう。或いは地元の人たちの意見がっていうような感じですね、先ほど来から言われてる、これで行こうやっていうのがなくて、こういうのがあるからやりましょうかっていうように、どうしても見えちゃう、聞こえちゃう。ちょっと私だけですかね。すいません。返答ください。

江原市長 先ほどからの議論で、もう私も造りたいって話をしてるわけなんで、私たちが判断をどう下すかじゃなくて、やはり、まず議論の過程で、どういう結果が出るかわかりませんが、きちんと深い議論するために、相手っていうか皆さんで深い議論するために、やっぱりあの数字は必要かなというふうに思うんです。

林委員 ちょっともう、あれね、私、皆さんの同意を得て市長呼びした張本人だからちょっと言いますが、これまでもずっと市長とのやりとりを、私、その他委員さん含めてしています。市長は行政のトップとして湯本地区の中心部、温泉街の中心部には当然トイレは必要だっていう認識を示しました。これ間違いないですね今の。もう一つは、地元の自治会の皆様も、早急にトイレの設置の要望している。もう、この議論じゃなくても行政に下駄を預けている状態。そして湯本温泉街のエリアマネジメント会社のまち株、ここもトイレを新設することについては異論はない。ただ、設置するにしても、もう少し維持管理等も含めて深い議論が必要だっていう、この共通してるのは何かというと新しいトイレが必要だってみんな思ってるわけです。一応。その議論の強弱があったにしても完全に否定してないわけでしょ、まち株にしてもトイレがいらないんだって言ったわけじゃない。実際、言っていないよね。言っているんですか、

いらないうて。言っていないよ、絶対。であるならば、もう、ここの共通項は新設のトイレは必要なんだ、あと誰がイニシアチブをとって進めていくかっていうだけの話なんです。ただ、さっき言ったように、今のまち株のスキーム、エリアのスキームからしても別に行政主導でやっても何ら問題はないですし、まして、まち株のスキーム自体はまち株が真ん中にあるって旅館組合がありオソト活用協議会があり湯守がありまち協があるっていう、そういうスキームなんですよ。ただ、そこはそこで議論を十分できるし、大事なことは市長がその議論が必要だ必要だって言うんだけど、その議論が必要だって言う、そのなぜ議論が必要だと、別にこの 350 万円をつける議論させる必要ないんですよ。あなた方さっき報酬も出さないで、ただで市役所に呼んでね、費用弁償もなければ公務災害もない、勝手に作って勝手に呼んでよ。これ議論してって、そんなことやってるよ、法定設置の審議会とかじゃないやつを。それ作ったほうが安上がりじゃん。話をつけて、審議会を作って、そこでみんなワンテーブルについて、私たちも造る、造って欲しいと、行政としても造っていただきたい。じゃあ、まち株さん、あなたちょっと深い議論があるって言ったから、これどういうことなのか、或いは地元の住民の方はこういう形でいろいろ問題があるからって、作りゃいいじゃないかそうやって。350 万円を使ってアンケートとか、それが無駄だつってるの。それが無駄だよって言うてるの僕らは。そうでしょう。だってやってることが無駄無駄だよ、はっきり言って。さっきの検討会の設置にしても、そんなありえないと。行政がそんなことするって。何かあったら責任取れないでしょ、事故とかあったら。公務災害の適用もできない。市役所呼んでおいて、話を聞いて、ということがあるからね。ちゃんと正式にそういう 3 者が本当に力を合わせて湯本のまちの将来を含めて、トイレの設置も共通項としてあるわけだから、ここを核にして、これからどういう議論していくかっていうのを話し合えばいいじゃないですか。そのための委員報酬とかね、協議会設置の費用が計上されているなら文句を言わん。けれどもコンサルにね、350 万円として、しかも午前中の議論でこの積算根拠が明らかになってない。コンサルから聞いて 350 万円ぐらいです、はい、わかりましたって。そんなアホな話をしてるわけですよ、実際。違いますかね。だから、本当にこの私この 350 万円、それに付随した 150 万円っていうのは出所含めて、この予算の提出はおかしいと思っている、正直言って。一議員として。そして湯本を、市長ご存知ないけど、私も湯本のいろいろとイベント等にこれまで参加していますからよくわかっています。あそこの人たちの気質もそうだし、皆さん。もう 1 点、私自身私なりに調査をして、理解してると。だから私はこれ、強く言っているわけです。それがバックにあるから。市長も、まち株じゃなくて民意を背景にして市長に当選されたわけだから、そういう声を大事にして、そういう声に忠実に従って

市政運営していくってのがあなたの仕事じゃないですか。

江原市長 今の林委員のお話に全く異論はなくて、私も必要だと、民意に沿って必要だと思うから、今一生懸命議論しているわけでございまして、そこは、しっかりとやっていきたいというふうには思っております。私も湯本はイベントに行っていますし、林委員ともよく会っているからご存じだと思うんですけど、本当に地元の方々といつも話をして、いろんな話を聞いているわけですよ。ですから本当に困ってらっしゃる、欲しいってというのは、かなりよく肌感覚としても感じているところです。ただ、いま実際にやって運営してもらっているまち株ね、本当に、ここしっかり理解してこれからもやってもらわないといけないわけです。ですから、単純にですね、どっかの広場、観光客が随分景色が良くて来るようになったからトイレ造ろうね、じゃあ造ろうっていう、そこはちょっと違うということだけご理解いただきたいなというところです。

林委員 理解していますよ。私もスキームを、それなりに学んでいるつもりだし。私は、かつて岩手県の紫波町というところに公民連携のオガールプラザとかオガールベース視察に行きました。あそこは、うちの湯本でやってる公民連携とスキームは全く違います。お金も頼らない、補助金にも頼らない、自分たちが自力で稼いで、そして、住民福祉の向上に資する、それはなぜかっていう行政に金がないから。でも今の違うじゃないすか、湯本の公民連携。すべて行政のお金をつぎ込んで、まち株は入湯税の上乗せ分で運営してるわけでしょ。人件費も含めて。だったら行政が主導して、行政としてはこういう考えだから、異論があるかもしれないけどしっかり胸襟を開いて議論しましょうっていうのを主導ができる立場なんですよ、行政は。お金がなくて入湯税なんだ、元の原資。ちゃんとそこは行政がリーダーシップを示して、私たちはトイレを造りたいと思っているけど、場所はどこがいいか、地元の皆さんこう言ってる、あなた方は維持管理の問題だといろいろ言うから、じゃあどうしましょうかって、そこでみんなが胸襟を開いて議論をやるっていうのが、住民自治力の向上にもなるし、本当に今の状態がずっと続くとね、観光客、こんなね、仲が悪い、何か殺伐とした住民同士がいがみ合っているところがベストテンに入れますか、この温泉街で。入れるわけないよ、そんなの。だからそこは行政がちゃんとイニシアチブをとる。それが私は大事なことだと思っている。本当に。市長は湯本のことは、本当は私は大事にされてると思う。だからこそ、今回の問題は、なまじね、コンサルなんかに丸投げせず行政が主導して、ちゃんと、そういう策定委員会のようなものを作って、しっかり議論する、その目指すところは湯本が再投資できるまちづくりであるし、観光客や障害者、その人たちにとってもやさしいまちづくり。地元の人たちも笑顔あふれるまちづくりをしていくんだっていう思いで、やっぱり、自治体首長としてそこはリーダーシップを発揮さ

れる。そのことを、私は 2 年前の市長選挙で、あなたが市長に携わった一番の理由だと思います。これ 350 万円、500 万円無駄。

江原市長 今の林委員が言われたまち株の位置付けについては、まち株さんのほうも私どもも何度も言っておりますので、十分ただの民間の一企業ではないということはもう十分認識した上での話ですので、しっかりと、まだまだまち株さんのほうは議論が足りないというふうに言われておりますので、しっかりと、何とか 3 月末に結論がでるようにしっかりとやっていきたいというふうに。

吉津委員長 他にご質疑はございませんか。(なし) ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。再開を 15 時 15 分からとします。

— 休憩 15 : 05 —

— 再開 15 : 15 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。お手元に配付のとおり、重村委員から議案第 1 号について修正案が提出されました。修正案について提出者の説明を求めます。

重村委員 委員長が申されたように、ただいまの休憩時間を使いまして、本予算の修正案を提出させていただきましたので説明をさせていただきます。本予算修正案は、「第 7 款」商工費、「第 2 項」観光費を 500 万円減額し、「予備費」を 500 万円増額するものであります。修正に関する説明としては、歳出について、補正予算書 26 ページ、27 ページに記載のある、「第 7 款」商工費、「第 2 項」観光費、「第 3 目」観光振興費の「長門湯本温泉周辺環境整備事業」500 万円を減額削除し、充当されている一般財源を予備費に組みかえるものであります。まず、誤解を避けるため、まず冒頭に申し上げたいのは、長門湯本温泉周辺環境施設整備事業費 500 万円を削除することにより、基本計画策定業務委託料や案内板掲示板作成、設置費用がなくなります。新設の公衆トイレ等の設置に反対しているわけではなく、むしろ早急に行政が責任を持って判断を下し、設置するべきとの私は見解を持っているからでございます。なぜ無意味に判断を先延ばしにするのか、行政のトップとして決断しようとししないのか、その政治姿勢は自治体の長として無責任と感じます。なぜ今更 350 万円の予算を投じてコンサルタント会社に業務を委託し、計画書を作成させるのか。その予算の必要性は見いだせません。計画作成という手法により、落としどころを模索しようとするその姿勢は逃げの手法であり、市民に私たちが説明できる予算ではない、無駄遣いと言えるからであります。なお、提出に至りました理由は他にも多々あります。この後、提出者として委員の皆さんからのご質疑にお答えし

なくてはならないと思いますので、その場で詳細にご説明をさせていただきたいと思います。委員の皆さん、市民の代表として良識あるご判断の上、修正案にご賛同をよろしくお願いを申し上げます。

吉津委員長 これより提出者に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。

林委員 それでは、議題になっております修正案について提出者に質問させていただきます。今の提出理由の中には確かに 350 万円についての減額の提出理由はありましたが、公衆トイレの案内掲示板製作設置費用 150 万については、ご説明はありませんでした。その点についてお尋ねいたします。

重村委員 ご質疑にお答えをいたします。議論の中でも皆さんから出していた質問でもうわかってるかと思いますけれども、この 150 万円の使途について案内掲示板を設置することに私は反対してるわけではございません。そういったものがないからこそトイレの場所はどこなのか、ついでに、もう一般家庭で貸して欲しいというような事態が起こってる可能性はあるなということで認めております。こういった掲示板を作ることが必要だというふうに認めておりますけれども、議論から明らかなように、一般財源を充当し、なぜ基金を使わないのか。先ほど言いましたように、今年度末の基金残高は 2,000 万円を超える額が予想されております。今コロナ禍で市民の皆さんが一生懸命税金を払っていただいて一般財源というのは本当に貴重な財源であり、そういう目的のある基金を使わず一般財源を使う、これは議員として説明責任が果たせないという観点から、150 万円を削除するものであります。

林委員 わかりました。仮に、先ほどの議論の到達点というのも皆さん共通認識になってると思うんですが、行政側からするとですね、この 500 万円を削除すると、議会としてトイレ設置とか看板設置等についてやらなくていいんだというふうに受け取られかねないという側面もあると思うんですね、そのあたりはどうお考えでしょうか。

重村委員 冒頭にも申しましたようにトイレを早急に設置すべきだ、それから案内掲示板等も必要だという私は個人的認識に立ってます。ですから、本日削除するというこの案はですね、確かに行政サイドから見れば手法を失うといえますか、今後のやり方自体が行き詰るということかと思えますけれども、まずもって私が言いたいのはまず市長がきちんと判断をする。そして、極端に言えば今後そういった諸々のまち株会社が、場所はどこなのか、規模はどういった大きさが必要なのか。それとかまちなかに建てるのであれば外観のデザインはどうしたいのか。こういった議論で、例えばお金が必要とかね、そういうことになりましたら、極端に言うとも 1 月に入って臨時会を開いて、きちんとそういった検討の会議に要する費用がこれだけ要しますと、いうことで提案をしていただければというふうに思います。どちらにしても 3 月議会まで待つのではな

くてね、早急に、私は設置をした方がいい。看板もつけた方がいい。という見解のもとに、早急な対応をとっていただきたいというふうに思っています。

林委員 先ほど提出者の提案理由の説明の中で、行政のトップとして、なぜ決断しないのかとかですね、その政治姿勢は自治体の長として無責任というような話がありました。具体的にそれはどういったことから提出者はそのように思われているかお尋ねいたします。

重村委員 今の議論でもわかるかと思いますが、副市長も言われましたけどね、この案件は、公衆トイレの新設のトイレを造る、造らないという判断は行政がしないといけない、するべきだというふうな認識を持たれているわけです。これ市長も、個人的にはかもしれませんが、造った方がいいという認識を持たれているわけですよ。なぜそこまでまち株会社、オソト活用協議会のね、顔色を窺って、いやそれじゃもう少し検討して判断をしましょうと言ってるのか。もうすでに先ほどからタウンミーティングからもう 1 年以上経過してこの案件はやらないといけないという、スピード感を持ってやらないといけないという認識を持っている。この案件は行政が判断すべきことだ、という認識は持っていながらここに至るということが私は納得いかないし、予算をつける、それは無駄な予算だというふうに認識したところです。

林委員 わかりました。さっきの公衆トイレの案内の掲示板作成設置費用の 150 万円であるとか、コンサルに外注する 350 万円については、確かに私もその通りだと思うんですけども、提出者として、先ほどありましたように公衆トイレ設置は行政の役割であるという、行政は責任ある判断をすべきだというような認識に到達されたのはどういった事柄を踏まえてそのような認識に到達されたのか、お尋ねいたします。

重村委員 当然ですね、今回の 12 月定例会で議案が発送されてきて、その時には 9 月議会で綾城議員のほうから、トイレ問題で市長への要望の時に、そういう事案があったということも発覚、初めて知りました。本定例会でこの 500 万円もの予算措置をして、その計画書を作る中で結論を見いだしていこうという姿が垣間見えたときにね、いや、これは無駄遣いだ。というのが、これまで湯本温泉というのは、市の財産というか予算をたくさん使ってきました。いざスタートして、観光地っていうのはいろいろ問題が、常に山積みにあるはずで。それはやっぱりスタートしたまちっていうのは、先ほど言われたように、例えば会議費として幾らかかかるとか、それは当然ありますよ。だけど今更、もう 1 回コンサルタント会社に依頼して 350 万円も使うというようなことは、議案発送して目に取った瞬間から、ここには疑義が生じるということがありました。

吉津委員長 ほかにご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり） ご質疑

もないので、重村委員から提出された修正案に対する質疑を終わります。討論を行います。本案については、原案と修正案をあわせて討論を行います。なお、発言の際には、原案または修正案のいずれに対する意見であるか、また賛否を明らかにして発言していただくようお願いします。ご意見はありませんか。

田村委員 それでは、ただいま議題となっております議案第 1 号 令和 3 年度一般会計補正予算、観光振興課「長門湯本温泉周辺環境施設整備事業」に対し、原案に賛成、修正案に反対の立場で意見を申し上げます。その前にですね、今日の議論を通じまして賛成反対それぞれ皆さんおありになろうかと思えますけれども、長門湯本温泉にトイレが足りない、新設のトイレが必要だという意見では一致しているものというふうに思い討論させていただきます。このたび市長は、ポストコロナにおける長門湯本温泉のより快適な周辺環境の整備に向けた基本計画策定に要する経費として、基本計画策定業務として 500 万円を計上されている。この予算の内訳は案内表示設置業務委託料として 150 万円、計画策定業務委託料として 350 万円であります。まず、案内表示設置であります、本年 8 月に市長及び市議会議長宛に提出された地元要望を受け、満足度の高い温泉街の実現に向けた観光客向けのトイレに関する検討会を行政主導で設置し、検討を重ねた結果、既存トイレの案内表示に関する改善強化を目的として、観光客をはじめ、地元住民や事業者の意見等を踏まえ、これを実施するものがあります。観光客向けの案内表示の設置は、長門湯本温泉の魅力向上に取り組み、持続的な観光振興を通じた観光まちづくりを実現するため設置された長門市長門湯本温泉みらい振興基金の使途に該当するものと思われるが、本事業は地元検討会を経て行政主導で行うものであり、長門市長門湯本温泉みらい振興基金条例第 5 条第 1 項 1 号にある観光まちづくりに関する協定を締結した事業者、いわゆるまち株ですけれども、こちらが行う事業ではないことから使途には該当しません。また、第 5 条第 1 項第 2 号では、長門湯本温泉のまち並みの景観形成に資する施設の維持及び整備に要する費用としての使用について定められており、今回の案内表示の設置に該当すると思われるが、同 2 項では、第 1 項に定める処分を行う場合は、あらかじめ長門湯本温泉みらい振興評価委員会において、その内容について意見を聴かなければなりません、と定められていることから、委員会招集と合意に時間がかかるものと思われます。長門湯本温泉を訪れ、温泉街のそぞろ歩きを楽しむ観光客に対して、長門湯本温泉観光まちづくりハード整備において、既存トイレの案内表示が整備されてこなかったことは、トイレが遠い、場所がわかりづらい等の不便を生じており、おもてなしの観点から緊急に改善すべき問題であります。このことから、執行部は緊急的に今回の補正に計上したものであり、この審議を行っている現時点において妥当であると考えます。なお、この条例については、令和元年 12 月定例会の審議

を経て制定されておりますことは、議員諸氏周知のことと存じ上げます。本条例の運用について、先日行われた第 4 回長門湯本温泉みらい振興評価委員会において、事務局からの提案を受け基金からの突発の支出について審議する委員会として、評価委員会内部に専門委員会を設置するという議論が行われ、100 万円までは委員長の専決で支出できるという意見が出されておりますが、このことは本事業の 150 万円の支出を市長の意思で基金から行うことができないということに対して大いに違和感を感じるどころであり、入湯税を納めていただく受益者への還元と本市が提案するおもてなしの両面から、何を目的とした、誰のための条例か、条例改定の必要を感じざるをえません。続きまして、計画策定業務委託料についてであります。改めて申し上げるまでもなく、長門湯本温泉観光まちづくり計画は策定の際の定義として、温泉街全体での意欲の不足が長門湯本温泉の低迷を招いた本質的な課題であるという謙虚な認識を共有し、過剰な行政依存体質や、本来同じ目標を共有して協働すべきパートナーであるはずの住民と事業者との間に生じてしまった心理的な溝、さらに本来大きなビジョンを持って関係者に提示をし、議論を喚起すべき立場にある行政や経済団体のビジョン提示の不足を提示しております。本計画はこれを痛切に反省し、地域と共有できる目標の設定、目標達成のための戦略を掲げることにより、新たな魅力づくり、観光客の満足度向上、良質な温泉地としての認知度向上、個々の事業者の収益性向上、新たなチャレンジによる新たな魅力の創出など、好循環が生み出され、インバウンドをはじめとする新たな成長を掴む取り組みを生み出す基盤を構築することを目的としております。令和 2 年度決算審査を終え、要望的意見提出に当たり、このことを議員諸氏と共有できたことは、大いに有意義であり、湯本温泉の面的再生に向けて前進したと実感しております。新たな成長を掴む基盤を構築するというマスタープランの目的はさておき、出発地点としての定義が適切であったのか、ボタンのかけ違いが今日に至るのではないかという点については、大いに検証が必要であろうと考えております。まちづくりにおいては、観光を通じて地域の存続を図ることを共通認識として共有し、ありたいまちづくりを実現していくために必要な要素として、観光客からの評価を受けるということが求められます。厳しい観光客目線の評価を前提に置いた妥協なき観光まちづくりを着実に継続してこそ、地域の持続が実現できると定義しているのが、マスタープランの基本的視点であります。ここでマスタープランと長門湯本温泉観光まちづくり計画という名称について、混乱を生じる議員がいるかもしれませんので、簡単にご説明いたします。マスタープランとは、平成 28 年 4 月に本市が星野リゾートと進出協定を締結し、本市からの委託で星野リゾートによって策定された老舗大型ホテル等の跡地活用を軸に温泉街を再生する構想のことであり、これが長門湯本温泉観光まちづくり計

画の基礎となっております。私が本日使用するマスタープランの名称は、長門湯本温泉観光まちづくり計画からの抜粋であることをお断りしておきます。現在、湯本温泉旅館協同組合、長門湯守、そしてオソト活用協議会によって設立されたエリアマネジメント会社により、高いデザイン性と本年 5,000 万円もの補助事業を活用して誘客イベントを開催し、従来湯本温泉では見かけることが少なかった、30 代から 40 代前半の女性をターゲットに置き、若いカップルや子ども連れの日帰り客などの誘客に成功していることは評価すべき実績であります。そもそも、このエリアマネジメント会社は、行政主導、無責任な市民参加ではなく、リスクを背負って覚悟を決めた民間事業体の参画が必要という強い思いで設立されておるため、長門湯本温泉観光まちづくり計画の目的である面的再生に向けて、さらなる専門性の発揮を期待するところであります。さて、現在はこのエリアマネジメント会社と地元自治会及び行政で、観光客用の新設トイレの設置について合意がなされておられません。しかしながら、地元自治会より市長及び市議会議長に提出された要望書では、観光客がトイレに困り、住民生活に負荷をかけていることが明らかになっております。また、マスタープランでは、厳しい観光客目線の評価を前提に置いた妥協なき観光まちづくりを着実に継続することが基本的視点であるとして掲げられており、この 2 点からも観光客用新設トイレ設置は緊急度の高い案件であります。その上で、トイレ新設についての第 4 回長門湯本温泉みらい振興評価委員会で、星野委員からご指摘のあったように、そぞろ歩きの魅力をそぎ、必要以上に数があり、満足度を低下させるような不便で汚いトイレを設置しないような計画を今後策定していくことが重要であります。このことは地元検討会及び第 4 回長門湯本温泉みらい振興評価委員会の場で執行部から参加者に対して、行政が考える道筋として説明しており、事業を進める上での筋論として妥当であるものと考えます。本年 9 月議会でも申したように、環境美化のためにごみ箱撤去を行う観光地や施設もありますが、ごみと違い、持ち帰りできないトイレ問題が観光客の満足度低下、ましてや万が一の事態に繋がる可能性があるとするならば、この問題の緊急性に鑑み、直ちに新設トイレの設置を進めることは、観光地に観光客を迎える自治体として当然の責任であるものと考えます。同時に、本市は地方自治法第 1 条の 2 に照らし、地方自治体の存在意義である住民サービスの向上を念頭に、必要な判断を自治体の責任において主体的に行わなければなりません。今回の執行部の行動は、地元住民と事業者との溝を解消すべく解決方法を提示したという点においてマスタープランの基本的視点に立脚したものであり、またこの問題を放置し、観光客の苦情の受け皿を地元住民に押し付けるのであれば、これは行政の過剰な住民依存と言うべき事態であります。よって、原案に賛成し、適する場所に早急に新設トイレの建設を望むものであります。以上で

私の議案第 1 号、令和 3 年度一般会計補正予算「観光振興費」「長門湯本温泉周辺環境施設整備事業」原案に対しての賛成討論を終わります。

吉津委員長 ほかにご意見はございませんか。

ひさなが委員 私は重村委員の提出されました修正案に賛成の立場から討論をいたします。長門湯本温泉周辺環境施設整備事業の内容については、温泉街のより快適な周辺環境を整備するため既存トイレの今後のあり方や、8 月に提出された要望書 2 件に対応するため、新設公衆トイレ設置の是非等を決定するための基本計画策定業務、外部委託、350 万円、そして公衆トイレ施設の案内、掲示板作成及び設置費用として 150 万円の合計 500 万円となっています。私はこの整備事業費 500 万円を認められないと判断いたしますが、決して公衆トイレを新たに設置することについて反対しているわけではないということを最初に申し上げておきます。トイレの新設に関しましては、行政の責任において判断すべき時がきていると私は思っております。さて、私が整備事業費 500 万円を認められない理由を 3 点ほど述べさせていただきます。まず 1 点目は、公衆トイレ設置は行政の役割であり、行政が責任ある判断をすべきだということです。湯本温泉を訪れる観光客は様々であります。高齢者、子ども、障がいがある方、多種多様な方が訪れていただいていることを想定しなくてはなりません。そぞろ歩きを提唱する観光地として明らかに誰もが使用できる公衆トイレの便数は満たしておらず、温泉街中心部及び発着点にもそれはありません。その解消は観光地をもつ行政としての責任です。また、そこに暮らす市民の生活を守る観点も忘れてはなりません。観光客が一般家庭のトイレを借りる状況が発生しているのであれば、行政が改善を図ることは勿論の事であり公衆衛生上の環境を整える意味合いからも、行政の責任において早急に設置する必要があると考えます。8 月に湯本自治会、また湯本まち株式会社、オソト活用協議会から、それぞれ見解の違う要望書が提出され、すでに 4 か月を迎えようとしています。その間、満足度の高い温泉街の実現に向けた観光客向けのトイレに関する検討会が 3 度開かれていますが、トイレ新設に関しては、両者の合意には至っておりません。これはスピード感を持った行政運営とは到底言えません。このトイレ新設に関しては、行政が責任ある判断を下す時が来ており、これ以上長引かせることは地域住民の間に感情的なしこりを残し、地域が混乱することも考えられます。基本計画作成費用の 350 万円がなくとも、市の責務として、苦渋の決断をしていただきたいと強く申し上げます。2 点目は、計画策定の必要性があるとは思えないということです。湯本温泉街のまちづくりには、長門湯本温泉観光まちづくり計画にはじまり、令和 2 年 4 月、おおよそのハード事業を終え、全国温泉地人気トップ 10 を目指し新しい温泉街のスタートを歩み始めました。昨年、今年と新型コロナウイルス感染症で人の移動が制限、敬遠される中でも

湯本温泉まち株式会社を中心とする関係団体は観光振興に必死に努められ、週末を中心にそぞろ歩き、散策を楽しまれる観光客に支持されたことは、苦悩する長門湯本温泉に一つの光を見たところです。しかしながら、今更なぜ公衆トイレ設置の是非を問う基本計画策定が必要なのか、またその計画策定業務はコンサルタント会社に業務委託し 350 万円もの予算を計画書策定に投じるのか、行政のビジョン提示の不足が垣間見える案件だからであります。議会の役目の一つには行政機関のチェックがあります。市民から負託された議員の一人として市民の皆さんに説明ができない予算は認められないと判断いたします。3 点目、公衆トイレの案内、掲示板制作設置費用 150 万円は、こちらは財源に疑問があると考えております。案内、掲示板制作設置費用 150 万円について、そしてその必要性については異を唱えるものではありません。自治会からの要望書の中でも「案内板等の設置について」と記載があり、湯本まち株式会社、オソト活用協議会からの要望書内にも対応方針（案）として「案内表示の充実」という文言が記載されています。公衆トイレへの誘導、案内掲示がないのも今の状況を生んでいる要因の一つと理解し、改善を図ることは必要との認識ができています。しかし予算の 150 万円一般財源から予算に組み込んでいる点では疑問が残ります。長門市湯本温泉みらい振興基金では、その使途として、条例第 5 条（2）には「街並み景観形成に資する施設の維持及び整備に要する費用」に充てると記載されています。本事業のその趣旨からすれば当然基金を取り崩し、事業に予算措置されるべきであり、なぜこの基金を財源としないのか疑問が生じます。今コロナ禍において、昨年度、今年度と税収は厳しい状況下にあります。一般財源の予算措置は慎重かつ市民の皆さんに説明がつくものでなくてはなりません。この 150 万円については今一度財源構成の検討をお願いしたいと思います。今のが 3 点でございます。1 点目は公衆トイレ設置は行政の役割であるということ。2 点目は計画策定の必要性があるとは思えないということ。3 点目は 150 万円の財源に疑問があるということ。そしてこれは午前からのみなさんとの議論の中で明らかになったきたことだと私は感じております。この 3 つの理由から、私はこの長門湯本温泉周辺環境施設整備事業費 500 万円を削除する修正案に賛成いたします。みなさんなにとぞ、ご賛同のほど、よろしくお願いいたします。

吉津委員長 他にご意見はありませんか。（なし）他にご意見もないので、討論を終わります。採決します。なお、採決は挙手により行いますが、挙手をされない方は反対として取り扱いますのでご了解願います。まず、重村委員から提出された修正案について採決しますので、お間違いのないようお願いいたします。本修正案に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、重村委員提出の修正案は可決されました。次に、ただいま修正可決した部分を除く原案

について採決します。その他の部分について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 1 号の修正可決した部分を除く、その他の部分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

林委員 委員長、動議。お疲れさまです。議案第 1 号令和 3 年度長門市一般会計補正予算（第 7 号）に対する附帯決議案を提出したいので暫時休憩を求めます。

吉津委員長 ただいま、林委員から附帯決議案提出のために休憩されたいとの動議が提出されましたので、この際、暫時休憩します。説明員の方は退席願います。

— 休憩 15 : 45 —
— 予算決算委員会協議会開催 —
— 再開 15 : 57 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。お手元に配付のとおり、林委員から議案第 1 号に対し、附帯決議案が提出されました。この際、提出者の趣旨説明を求めます。林委員。

林委員 お疲れ様です。今回の修正案が可決されたことによって委託料減額することになりますが、これはあくまでも新たなトイレ、看板等の設置について否定するものではありません。したがいまして、本市を訪れる観光客への良質なサービス提供のため、観光客の満足度を損なわない新たなトイレや案内看板の設置が必要であることから、設置及び維持のための予算措置について、早急に検討し結論を出すことを改めて強く求めるために附帯決議案を提出するものであります。それでは、附帯決議案を読み上げて提案理由の説明に代えさせていただきます。議案第 1 号「令和 3 年度長門市一般会計補正予算（第 7 号）」に対する附帯決議案下記のとおり附帯決議案を提出します。記。議案第 1 号「令和 3 年度長門市一般会計補正予算（第 7 号）」に対する附帯決議案。市は、以下の事項に十分留意の上、事業執行に努めること。1.本市を訪れる観光客への良質なサービス提供のため、観光客の満足度を損なわない新たなトイレや案内看板の設置は必要である。設置及び維持のための予算措置について早急に検討し結論を出すこと。以上、決議する。

吉津委員長 以上で、趣旨説明は終わりましたので、これより提出者に対する質疑を行います。ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 1

号に対し本附帯決議を付すことに賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手) 挙手全員です。よって、議案第 1 号に本附帯決議を付すことに決しました。以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了しました。これで予算決算常任委員会を閉会いたします。どなたもご苦労さまでした。

— 開会 16 : 00 —